令和2年12月4日 山口県報号外第47号 監査公表第7号別冊

包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山口県監査委員

# 令和元年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

# 1 包括外部監査の特定事件

観光の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

# 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

る。

監 査 結 果	措置の内容	措置状況
第3 外部監査の結果及び意見(概要) 2 全般的な指摘事項及び意見 (1) 「観光スポーツ文化部」全体に関する指摘事項 【指摘事項】業務委託契約情報の県Webサイトにおける公表漏れについて 山口県では、透明性の向上の観点から、県のホームページ上でも業務委託に係る契約情報を公表している。公表対象は、業務委託の場合、全ての競争入札及び予定価格 100万円を超える随意契約としているが、今回の包括外部監査で監査対象とした観光スポーツ文化部の事業で締結された平成 30 年度の業務委託契約に関する契約情報が全く公表されていなかった。 業務委託契約情報の県Webサイトにおける公表については、「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について(通知)平成 23 会計第 321 号」の「6 契約情報の公表(建設工事に係るものを除く)」の(3)において以下のように記載されている。  (3) 県Webサイトにおける公表 ①公表手続 ア 各契約担当所属は1ヵ月ごとの契約締結状況を別に定めるところにより翌月10日までに主管課へ報告すること。 イ 主管課は各契約担当所属の契約締結状況を取りまとめて翌月15日までに業務委託については会計課に、物品調達等については物品管理課に報告すること。 ウ 会計課及び物品管理課は当該報告に基づき、速やかに契約締結状況を公表すること。 ②公表期間は契約を締結した月の属する年度の翌年度末までとする。  観光スポーツ文化部の各課・室は、契約締結状況を翌月10日までに主管課である観光政策課に報告をすることが必要である(上記①ア)が、前述した通知文書「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について(通知)平成23会計第321号」の周知が各課・室に徹底されていないのではないかと考えられる。観光政策課は、部内の各課・室に対して、いま一度、周知徹底を図ることが必要であ		措置済み

また、主管課である観光政策課は、各課・室の契約締結 状況を取りまとめて翌月 15 日までに業務委託については 会計課に報告することが必要である(上記①イ)が、その 際に各課・室からの報告漏れがないかどうか部内でチェッ クする体制を整備することが必要である。

(2) 「一般社団法人山口県観光連盟」全体に関する指摘 事項及び意見

【指摘事項】契約の方法に係る「会計処理規程」と「会計処 理規程に係る契約の取り扱い」の整合性について

契約の方法について「会計処理規程」の第33条では以 下のように規定されている。

#### (契約の方法)

第33条 契約を締結しようとするときは、入札の方法 によって申込みをさせることによりすべて競争に付さ なければならない。但し、次の各号の一に該当すると きは、随意契約の方法によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき
- (2) 緊急の必要により競争に付することができない とき
- (3) 競争に付することが不利と認められたとき
- (4) 契約に係る予定価格が少額であるとき
- (5) その他業務の運営上時に必要があるとき

一方、「会計処理規程に係る契約の取り扱い」では、契 約金額ごとに契約の相手について記載されている。「会計 処理規程に係る契約の取り扱い」から抜粋した「事業費区 分」欄と「契約の相手」欄の記載は以下のとおりである。

# 会計処理規程に係る契約の取り扱い

事業費区分	契約の相手
100万円以上	・原則入札
の契約	(見積り合せ)
	(コンペ)
	・但し、規程 33 条による随意契約を
	除く
10 万円以上	• 原則随意契約
100 万円未満	(規程 33 条(4))
	・但し、競争性の高いものは、見積り
	合せ、コンペによることが出来る
1万円以上	• 原則随意契約
10 万円未満	(規程 33 条(4))
	・但し、競争性の高いものは、見積り
	合せ、コンペによることが出来る
1万円未満	・随意契約

「会計処理規程」第33条では、原則としてすべて競争 入札としているが、「会計処理規程に係る契約の取り扱 い」では100万円未満の契約については原則随意契約とし ており、会計処理規程第33条の規定と矛盾している。 「会計処理規程」と整合するように「会計処理規程に係る 契約の取り扱い」を改訂するべきである。

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 措置済み 政策課)

令和2年7月に「会計処理規程に係る 契約の取り扱い」を改訂し、指摘のあっ た事項も含めて、「会計処理規程」との 整合を図るとともに、表現を明確化し

また100万円以上の契約について「原則入札」とあり、 その下に「(見積り合せ)」、「(コンペ)」との記載が あるが、見積り合わせ、コンペがどのような位置付けなの か明確にされていない。どのような場合に見積り合わせや コンペを採用するのか明確にすべきである。

さらに、1万円以上 10 万円未満の区分と 10 万円以上 100 万円未満の区分では「競争性の高いものは、見積り合 せ、コンペによることが出来る」との記載があるが、競争 性の高いものについては、そもそも競争入札とするべきで ある。

# 【意見】契約の手続について

一般社団法人山口県観光連盟の委託契約に関する決裁書 類は、県と同じ様式を使用しており、例えば「業者選定 伺」を閲覧すると契約方法が随意契約の場合、随意契約の 根拠として地方自治法施行令第167条の2第1項各号で記 載されており、地方自治法施行令を準用して契約方法を決 定している。

一般社団法人山口県観光連盟は、法人独自の「会計処理 規程」を作成して契約の方法について第33条に規定して いる。「会計処理規程」第33条は、地方自治法施行令を 参考に作成されたものと考えられるため地方自治法施行令 第167条の2第1項各号のどの条文が「会計処理規程」第 33 条のどの条文に該当するのか推測することはできる が、業者選定何などの決裁書類には「会計処理規程」第 33 条のどの条文を適用しているのか分かるように記載す るべきである。

#### 第4 外部監査の結果及び意見(各事業別)

- I 観光スポーツ文化部 観光政策課
  - 1 やまぐちDMO戦略推進事業
  - 1-1 本庁

## 【意見】業務委託の単独随意契約について

平成30年度に周防大島応援キャンペーン情報発信業務 委託として、「周防大島応援キャンペーン情報発信業務 (県内外向け) 」及び「周防大島応援キャンペーン情報発 信業務(第二期販促)」の2本の業務委託契約を締結して いる。 当該2本の業務委託契約の目的及び事業実績は上記 (1) ア(ウ) 成果に記載したとおりである。

当該2本の業務委託契約はともに地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号を根拠に、性質又は目的が競争入 札に適しないものとして随意契約により契約を行ってい る。決裁書類を閲覧したところ、業者選定理由は上記 (1) ウ(イ) に記載したとおりであり、見積もりは当該 業者1社のみで、他社の見積もりは求めておらず、単独随 意契約となっている。

業者選定理由からは、特段、当該業者のみを委託先とす るべき必要性は見当たらないと感じる。この点、当事業の 担当者に質問したところ、周防大島復興事業を受託してい る業者しか PR の内容は熟知していないため、他の業者で はできないとの説明であった。説明の詳細は以下のとおり である。

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 措置済み 政策課)

意見を受けて、職員に周知したが、令 和2年7月の「会計処理規程に係る契約 の取り扱い」を改訂した際にも改めて、 決裁書類には、「会計処理規程」第33条 の条文の適用を記載するよう、職員に徹 底した。

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 | 措置済み 政策課)

今後、単独随意契約を締結する場合 は、競争入札等審査会においてしっかり とチェックし、1者しか当該委託業務を 履行できないことが分かるように業者選 定理由をより詳細に記載する旨、担当職 員に周知した。なお、当該業務について は、平成30年度で廃止済。

○周防大島復興支援事業(平成 30 年 11 月補正予算 等)について

平成30年10月22日、大島大橋の橋梁本体の損傷や水道管等の切断により、車両の交通規制や町全域での断水を余儀なくされるなど、周防大島町の住民の日常生活に多大な支障をきたした。

観光客のキャンセルが相次ぐなど、特に甚大な影響を受けた周防大島町の観光産業の早期復興を図るため、平成30年11月県議会定例会において、「周防大島復興支援パッケージ」に係る一般会計予算の補正(11/28 議案の提出、12/7 採決)を行い、周防大島町や観光協会と緊密に連携して、効果的な実施に迅速に取り組んだ。

このうち、個人旅行の需要喚起については、実施主体の(一社)山口県観光連盟(以下「観光連盟」という。)が、島内で使用できる割引宿泊券やフェリー券の発行(以下「割引宿泊券やフェリー券の販売業務」という。)を㈱JTBに事業等の業務を委託し、また、復興に向けた機運の醸成については、県がメディアを活用した集中的なPR等(以下「周防大島応援キャンペーン情報発信業務」という。)を㈱JTBに事業を委託して取り組んだ。

○周防大島応援キャンペーン情報発信業務の単独随意 契約について

上述のとおり、「割引宿泊券やフェリー券の販売業務」については、観光連盟から㈱JTBに委託(12/7付で契約)しているが、「周防大島応援キャンペーン情報発信業務」の遂行には、割引宿泊券やフェリー券の販売に関する様々な情報が必要であることから、当該業務仕様書に、周防大島キャンペーン等推進事業(周防大島応援キャンペーン情報発信業務を含む)の取組や、周防大島町、関係団体等と緊密に連携を取ること」を明記し、受託者に求めた。

これは、業務仕様書に定める「割引宿泊券」「フェリー券」の広報(券の概要、購入方法、券の紹介及び販売所の紹介等)を適切に遂行するためには、「割引宿泊券」や「フェリー券」の制度、販売方法や売れ行きの状況をリアルタイムで把握しておかなければ、利用者に誤った情報を提供し、不利益を与えるおそれがあるためである。

このため、同業務委託契約を遂行できる相手方は「割引宿泊券やフェリー券の販売業務」の受託業者のみであり、当該受託業者以外の者に履行させることが業務の性質上不可能である。

当該2本の業務委託契約の決裁書類の業者選定理由は上記(1) ウ(イ)に記載したとおり、業者選定の経緯などを詳細に記載しているが、当該2本の業務委託契約の目的や決裁書類の業者選定理由からは、他の広告会社等が業務を履行できないことが分かり難いため、「割引宿泊券」「フェリー券」の「売れ行きの状況をリアルタイムで把握」する必要性について記載するなど、単独随意契約を締結する際には、1者しか当該委託業務を履行できないことが分かるように決裁書類の業者選定理由をより詳細に記載

#### 【意見】委託費の計上について

「周防大島応援キャンペーン情報発信業務(県内外向 け) 」の委託費は2,428 千円、「周防大島応援キャンペー ン情報発信業務(第二期販促)」の委託費は6,474 千円の 計8,902千円であるが、当事業において、計上されている のは3,229千円のみである。

このことについて当事業の担当者に質問したところ以下 の回答を得た。

平成 30 年度の大島大橋の橋梁本体の損傷や水道管等 の切断により、観光客のキャンセルが相次ぐなど、特 に甚大な影響を受けた周防大島町の観光産業の早期復 興を図るため、平成30年11月県議会定例会におい て、「周防大島復興支援パッケージ」に係る一般会計 予算の補正(11/28 議案の提出、12/7 採決)を行い、 周防大島町や観光協会と緊密に連携して、効果的な実 施に迅速に取り組んだ。

当該委託費については、平成30年11月県議会定例 会において措置された「周防大島応援キャンペーン事 業」により、12月以降、年度末にかけて業務を遂行し

この中で、住民の皆様が一日も早く元の生活を取り 戻すための復興支援として有効なPRを遂行していく 必要があったことから、「やまぐちDMO戦略推進事 業」の既定予算(執行残見込)を活用して、メインの 「周防大島応援キャンペーン事業」の予算に加えて、 業務を遂行した。

(単位:千円)

		(11=-11-4)
区分	事業名	委託費の額(※)
補正予算事業	周防大島応援キ	5, 673
	ャンペーン事業	5, 675
当初予算事業	やまぐちDMO	3, 229
31/11/ <b>异尹未</b> 	戦略推進事業	5, 229
計		8,902

※周防大島応援キャンペーン情報発信業務(県内外 向け) 2,428 千円、周防大島応援キャンペーン情報発 信業務(第二期販促)6,474 千円に係る委託費

この予算は、復興支援に向けた、臨時、緊急的に対 応したもので、また、やまぐちDMO戦略推進事業の 事業趣旨に影響を及ぼすものではなく、かつ観光振興 の取組として、やまぐちDMO戦略推進事業に計上す ることについては、適切であったと考えている。

当該委託業務が周防大島の復興支援に向けて臨時的・緊 急的に対応したものであることは十分に理解できるが、 「周防大島応援キャンペーン事業」で実施すべき事業であ るならば補正予算を計上する段階で委託費全額が執行でき るように補正予算を計上すべきだったのではないかという 疑問が残る。また当事業に当該委託費を計上することは 「適切であったと考えている」とのことであるが、当事業

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 | 措置済み 政策課)

この予算は、復興支援に向けた、臨 時、緊急的に対応したもので、また、D MO戦略推進事業の事業趣旨に影響を及 ぼすものではなく、かつ観光振興の取組 であることから、DMO戦略推進事業に 計上したことについては、適切であった と考えている。当該業務は、平成30年度 で廃止しているが、今後、同様の事業を 行うこととなった際には、必要十分な事 業費を見積り、適切な予算計上をし、事 業間の予算の流用が生じないよう努め

の目的は、「やまぐちDMO」が、期待される機能を十分 発揮できるよう体制確立を支援することにより、「やまぐ ちDMOツーリズム戦略」に基づく具体的な成果の創出に 向けた実践的な取組を推進することであり、周防大島応援 キャンペーン情報発信業務の委託費を当事業に計上するこ とが目的と合致しているのかどうか疑問である。

予算上、同一「目(観光費)」内で同一「節(委託 料)」であれば事業間の予算の流用は合規性に反するもの ではないが、本来、他事業で計上されるべき事業費が、当 事業で計上されてしまったとしたならば、当事業の本来計 上されるべき事業費がわからなくなり、当事業の費用対効 果を評価することが困難となってしまう。また、当初予算 の意味がなくなってしまう。事業の費用対効果の評価の観 点からは、まず事業ごとに当初予算はもとより補正予算に ついてもしっかりと事業計画を立案し、必要十分な事業費 を見積るように努め、適切な予算計上をすることが重要で あり、事業間の予算の流用が生じないように努めることが 必要である。

## 1-2 一般社団法人山口県観光連盟

# 【意見】単独随意契約について

「やまぐちDMOフォーラム企画・運営業務」の契約方 法については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号を準用して随意契約を締結しており、業者選定理由とし て業務内容を「熟知・精通し、ノウハウ・実績を有してい ること」をあげて単独随意契約としている。また「山口県 観光に関するインターネット調査等業務」も同様に地方自 治法施行令第167条の2第1項第2号を準用して随意契約 を締結しており、業者選定理由として業務についての「ノ ウハウを蓄積し、適正な調査実績を有していることから、 本業務を最も効果的・効率的に実施することができる」と して単独随意契約としている。

業務委託契約において数年にわたり同一の業者と契約を 締結することでその事業者にノウハウが蓄積し、より効率 的に事業を実施できる面もあるが、地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号は、委託契約の「性質又は目的が 競争入札に適しない」場合(例えば、委託可能な業者が 1 者しかいない場合等)に適用が可能であるため、「競争人 札に適しない」理由を業者選定理由に記載すべきであり、 委託契約の性質又は目的に応じて契約方法を検討すること が望ましい。また、地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号を適用する場合で山口県会計規則第167条第2項第 1号ト「契約の性質又は目的により、二人以上の者から見 積書を提出させ難いとき」に該当するとして見積書を1者 のみとする単独随意契約を締結する場合には、「二人以上 の者から見積書を提出させ難い」理由を決裁書類に記載す べきである。

# 【意見】「やまぐちDMO」ツーリズム・サポート件数の目 標達成度について(有効性)

一般社団法人山口県観光連盟(やまぐちDMO)が作成 した「やまぐちDMOツーリズム戦略」では、MICEを はじめとする多様な来県者に対して、アフターコンベンシー連携して、MICE等の誘致により効果

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 | 措置済み 政策課)

会計処理は、当連盟が定める「会計処 理規定に係る契約の取り扱い」に基づき 行うこととし、令和2年度から、競争又 は目的が競争入札に適さず、価格による 競争が困難な場合は、プロポーザル方式 等により契約を締結している。(※指摘の あった 「やまぐちDMOフォーラム企 画・運営業務」についても、令和2年度分 はプロポーザル方式により契約を締結し

また、単独随意契約とする場合におい ては、令和2年度から決裁書類に「2人 以上の者から見積書を徴することが困難 である理由と当該業者を選定した理由」 を記載している。

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 措置済み 政策課)

取組強化の観点から、令和元年度よ り、県内の各観光コンベンション協会と

ョン等の相談に応じる「やまぐちツーリズムサポートデス」的な大都市圏での商談会等の機会を捉え ク」を設置し、来県の機会を活用した県内周遊観光や宿泊 日数増を促進するとしている。

また、「やまぐちDMOツーリズム戦略」の重要業績評 価指標(KPI)及び目標として「やまぐちDMO」ツー リズム・サポート件数を掲げている。「やまぐちDMO」 ツーリズム・サポート件数の目標と実績の推移は以下のと おりである。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標	10件	25件	35件	50件
実績	3件	7件		

上表のように平成29年度及び平成30年度の実績は目標 を大幅に下回っている状態である。

当事業では「やまぐちツーリズムサポートデスク」の運 営を実施しているが、実績が目標を大きく下回っている原 因を分析して、サポートデスクの今後の方向性について再 検討することが必要である。

## 2 観光力強化調查事業

## 【意見】入札参加者1者の原因分析について

観光客満足度調査事業の業務委託については一般競争入 札で委託業者を選定しているが、地域要件を全国としてい るにもかかわらず1者のみの入札であった。県の「観光客 満足度調査事業に係る一般競争入札の参加資格要件につい て」という資料によれば、競争入札等審査会の審査日であ る平成30年4月25日現在で山口県競争入札参加資格者名 簿に登録のある業者で当事業の入札参加資格の要件を満た す業者は198社とのことである。

県は、参加資格要件を満たす業者が 198 社存在するに もかかわらず入札参加者が1者のみとなった原因について 分析すべきである。例えば入札説明書等受領簿に記載され た4者のうち入札に参加しなかった事業者に参加しなかっ た理由をヒアリングする、業務委託仕様書の記述の中に入 札へのハードルを上げてしまう誤解を招く記述がないかど うか精査するなど検討していただきたい。

#### 3 魅力ある観光地域づくり推進事業

#### 3-1 本庁

#### 【意見】当初予算と決算額の乖離について

補助金交付先である一般社団法人山口県観光連盟が実施 するツーリズム振興補助金・官民連携クラウドファンディ ング活用事業の利用実績が平成29年度及び平成30年度と もに当初予算作成時の想定よりも少なかったため当初予算 に比べて決算額が少なくなっている。 平成30年度につい ては、ツーリズム振興補助金 22,000 千円 (通常分9件、 重点支援枠1件)、官民連携クラウドファンディング活用 事業 10,000 千円 (投資型1件、購入型5件) を見込んで いたが、実績は、ツーリズム振興補助金9,925千円(通常 分9件、重点支援枠0件)、官民連携クラウドファンディ ング活用事業については実績なしであった(ツーリズム振 興補助金のうち重点支援枠については、必要性について検

たツーリズム・サポート(出張サポート デスク) に取り組んでいる。

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 | 措置積み 政策課)

仕様書の記載にわかりにくい点があっ たことから、令和2年度は、仕様書記載 の業務内容等について、詳細かつ明確に 記載する形で見直した上で一般競争入札 を実施したところ、2者の応札があっ

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 政策課)

官民連携クラウドファンディング活用 事業については、令和2年度の募集要項 において、対象要件の緩和による支援対 象の拡大を図っており、引き続き、市町 や関係機関等を通じて制度周知に努める とともに、申請手続きに要する期間を可 能な限り縮減することにより、利用実績 の創出に取り組んでいる。

改善涂中

討した結果、翌年度以降廃止している)。

官民連携クラウドファンディング活用事業については平 成29年度も利用実績なしであり、利用促進に向けて取り 組む必要がある。

# 【意見】見島滞在型観光促進事業の補助効果の測定につい

見島滞在型観光促進事業で平成30年度に体験プランを 11 プラン (目標 10 プラン) 造成しているが、体験プラン の販売が本格化するのは令和元年度からである。当事業の 目的が「滞在型観光の促進」であることからすると体験プ ランの利用者数を把握するとともに利用者のうち宿泊者が 何人だったかを把握することが重要である。平成30年度 に造成した体験プランが補助金交付目的を達成しているか どうか令和元年度以降、体験プラン利用者数とそのうちの 宿泊者数を継続的に把握して今後の離島地域の観光振興に 係る施策に活用することが望ましい。

# 3-2 一般社団法人山口県観光連盟

# 【意見】PDCA管理表の目標達成状況について

一般社団法人山口県観光連盟が事業の PDCA サイクルを 確立するために作成している「やまぐち DMO ツーリズム戦 略アクションプラン【平成30年度事業計画】進捗状況 (PDCA) 管理表」を閲覧したところ、ツーリズム振興補助 金についての「目標(活動指標)」欄に「商品化が大いに 期待できる体験等コンテンツの開発 3件以上」と記載さ れているが、「目標達成状況」欄には、当該目標について の記載がされていない。目標に対して達成状況はどうであ ったか記載することが必要である。

クラウドファンディング活用による観光交流拠点整備事 業についての「目標(活動指標)」欄に「支援対象事業数 5程度」、「関係先訪問等によるPR 10 箇所」と記載 されているが、「目標達成状況」欄には、支援対象事業数 の実績はゼロ、関係先訪問の実績は3箇所と記載されてお り、いずれも目標を大きく下回る結果となった(当事業の 担当者の説明によれば関係先訪問は商工会議所等の関係団 体の訪問のほか、各種会議や研修等の場での説明を想定し たものであり、それらを合わせると目標の 10 箇所は達成 しているとのことであるが、管理表には記載されていな ( \ \

クラウドファンディング活用による観光交流拠点整備事 業については平成29年度も利用実績なしであり、利用促 進に向けて取り組む必要がある。

## 4 「クルーズやまぐち」地域活性化推進事業

#### 【意見】調査結果報告書の活用について

当事業の「クルーズ旅客等の消費動向、観光ニーズ調査 に係る業務」の委託先から提出された調査結果報告書には 乗客等のアンケート結果がまとめられており、乗客等の消 費額や経済波及効果、満足度なども記載されている。 は、毎年でなくとも数年後に調査を実施して消費額や経済 波及効果、満足度などがどのように変化したかを検証して

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 | 措置済み 政策課)

令和2年3月に補助金交付要領を改正 し、体験プランの利用者数や宿泊者数等 の本事業実施による成果が分かる資料に ついて、補助金実績報告書に添付するよ う明示しており、令和2年3月末に提出 された令和元年度補助金の実績報告書に おいて、同資料の提出を受けている。

令和2年度以降も改正後の補助金交付 要領に沿って継続的に成果を把握し、本 事業の改善に活用する。

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 | 措置済み 政策課)

PDCA管理表の目標達成状況につい ては、令和元年度のPDCA管理表で は、目標に対する達成状況を明確に記載

官民連携クラウドファンディング活用 事業については、令和2年度の募集要項 において、対象要件の緩和による支援対 象の拡大を図っており、引き続き、市町 や関係機関等を通じて制度周知に努める とともに、申請手続きに要する期間を可 能な限り縮減することにより、利用実績 の創出に取り組む。

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 政策課)

数年後を目途に、クルーズ乗船客の消 費動向や経済効果を把握する調査を実施 するとともに、調査結果を踏まえた効果 的な施策展開に活用していく。

改善途中

当事業の効果測定に利用することも検討していただきた V

## 6 山口県MICE誘致推進事業

6-1 本庁

【意見】補助金の補助対象経費及び補助額について

「山口県MICE誘致推進事業補助金交付要綱」では、 MICE誘致等に係る補助対象経費は「大都市圏でのセー ルス、プロモーション活動や情報収集・発信、広域的な受 入体制の整備等に係る経費」とのみ記載されており、補助 額等についても、「補助対象経費の 10/10」とのみ記載され ていた。

補助対象経費となる備品や旅費等について、補助金交付 要綱上明確にすべきである。

#### 【意見】目標値の達成度について

「おいでませ山口観光振興計画」では、「MICEによ る宿泊者数」を令和2年度に20万人とする目標が設定さ れている。当該目標数値は、平成27年度の実績値14.2万 人を現状値として設定されたものである。 平成 27 年度か ら平成30年度までの実績値の推移は以下のとおりであ る。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
14.2 万人	13.1 万人	15.3 万人	15.9 万人

「おいでませ山口観光振興計画」の計画期間は平成28 年度から令和2年度までの5年間であり、5年間で5.8万 人 (20 万人-14.2 万人) を増加させる目標であるが、3 年経過した段階で 1.7 万人 (15.9 万人-14.2 万人) の増 加となっており、進捗状況は芳しくない状況である。

県は、「おいでませ観光振興計画」に掲げた目標達成に 向け、補助交付先である一般社団法人山口県観光連盟が実 施している事業の有効性を高める見直しを検討することが 望ましい。

#### 6-2 一般社団法人山口県観光連盟

#### 【指摘事項】実績報告書の提出時期について

一般社団法人山口県観光連盟(以下、「観光連盟」とい う。) がMICE開催支援に係る補助金交付の運用に際し て適用している「大型コンベンション等誘致支援事業補助 金交付要綱」の第 14 条では、補助事業者は、補助事業が 完了したときは、完了した日から 10 日以内又は当該年度 の3月31日のいずれか早い期日までに、当該事業に係る 実績報告書を観光連盟に提出しなければならない旨規定さ れている。

しかし、実際に補助金交付先から受領している実績報告 は、いずれも補助事業が終了した日から 10 日超経過して から提出されていた。観光連盟の担当者によれば、これ は、実績報告時に提出を受ける宿泊証明書の入手に時間を 要しており、実務上、補助事業が終了した日から 10 日以 内の実績報告の提出が困難になっているとのことであっ

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 政策課)

令和2年3月に、補助対象経費を明確 に示した補助金交付要綱に改正した。

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 措置済み 政策課)

助成金申請事務が煩雑であるため申請 を辞退した例もあることから、令和2年 度から、助成金申請事務の簡素化(実績 報告書の提出方法の簡便化等)により、 コンベンション主催者が積極的に助成金 を活用できる環境を整え、助成金をイン センティブとしたMICE誘致に努めて いる。

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 | 措置済み 政策課)

令和2年度に実績報告書の提出期限な ど補助事業者の実態に合わせ大型コンベ ンション等誘致支援事業補助金交付要綱 を改正した。

た。また、「やまぐちDMOツーリズム戦略アクションプ ラン【平成30年度事業計画】進捗状況(PDCA)管理 表」上の「課題」欄にも、年々、ネット予約者が増えてお り、宿泊証明書の徴収が難しくなっている旨記載があり、 観光連盟においても課題が認識されている。

事業報告提出のあるべき姿を検討し、観光連盟の補助金 交付要綱と実態が乖離している状況を解消すべきである。

【意見】補助金の額の確定時における実績報告の審査につ いて

「大型コンベンション等誘致支援事業補助金交付要綱」 の第 15 条では、観光連盟は、実績報告書の提出があった 場合において、その内容を審査の上、当該補助事業の成果 が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合 すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当 該補助事業者に通知する旨規定されている。

しかし、補助金交付先4件中、1件の実績報告書におい て、総参加者数が参加者数の内訳合計と一致していなかっ

延べ宿泊者数で確定される補助金額は適正に算定されて いるが、実績報告書の記載に齟齬があれば、実績報告書が 適切に審査されていないのではないかとの疑念が生じる可 能性がある。実績報告書の審査に際しては、報告内容の正 確性に留意すべきである。

#### 【意見】PDCA管理表について

一般社団法人山口県観光連盟が作成した「やまぐちDM Oツーリズム戦略アクションプラン【平成 30 年度事業計 画】進捗状況 (PDCA) 管理表」を閲覧したところ、当 事業の大型コンベンション等誘致支援事業補助金の「目標 (活動指標)」欄には「的確な予算確保と進行管理の徹 底」とあり「目標達成状況」欄には交付決定数、辞退数、 大会実施状況などが記載されている。

「目標(活動指標)」欄と「目標達成状況」欄の対応を 考えると、「目標(活動指標)」欄には交付件数の目標も 記載するのが望ましい。

Ⅱ 観光スポーツ文化部 観光プロモーション推進室

1 観光プロモーション力強化事業

1-1 本庁

【指摘事項】決裁日付の記載漏れについて

執行伺、業者選定伺、その他決裁書類を閲覧したとこ ろ、決裁日付の記載がないものが散見された。決裁日の記 載はその事案が決定されたことを証するものであるから記 載をするべきである。

#### 1-2 一般社団法人山口県観光連盟

【指摘事項】執行伺の予算額及び予定価格について

一般社団法人山口県観光連盟では、県内のイベントのP Rのため、平成 30 年度に 600 回のラジオCMを放送して いる。当該ラジオCM契約のための執行伺を閲覧すると予 | 決定時に、その都度、予算額及び予定価 |

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 措置済み 政策課)

意見を受けて、補助金確定時の審査に 際しては複数人のチェックにより、正確 性に留意し審査を行うこととした。

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 |

政策課)

PDCA管理表の記載については、令 和元年度のPDCA管理表では、それぞ れの事業・取組を評価する目標(指標) を極力、数値化して設定し、その達成状 況を記載しており、令和2年度から交付 件数を目標欄に記載した。

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 措置済み プロモーション推進室)

指摘以降、複数人で決裁書類の決裁日 付の記載を確認するなど、決裁日の記載 を徹底している。

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 | 措置済み プロモーション推進室)

令和元年度から、放送するCM内容の

算額及び予定価格が 64,800 円と記載されていたが、 64,800 円は、同一内容のCMを 600 回放送する場合の金 額であり、実際には内容の異なる 17 本のCMを 1 本あた り 20~40 回放送し、合計で 600 回のCMを放送してお り、広告料は270,000円となっている。当事業の担当者に よると、追加のCM制作内容(放送内容)は年度中に、そ の都度、観光連盟内で協議の上、決定していたとのことで ある。

当該ラジオCMについては、当初から同一内容のCMを 600 回放送することを想定したものではなく、19 市町に対 しラジオCMのためのイベントPRの有無を問い合わせて おり 19 市町からイベントPRの依頼があることを想定し て予算額及び予定価格を決定すべきである。

【意見】やまぐち観光ガイドマップ作成(増刷等)業務の単 独随意契約について

やまぐち観光ガイドマップ作成(増刷等)業務の業務委 託について平成30年度に6本の契約を締結しているが、 いずれも単独随意契約となっている。決裁書類を閲覧した ところ、業者選定理由は「本業務については、単に字句等 を修正するだけではなく、既存ガイドマップの体裁を壊さ ずに作業する必要があるとともに、印刷についても校了 後、早急に行う必要があることから、これまで当該ガイド マップを作成し、フォーマットを熟知した業者に委託する 必要があるため」としている。契約金額は100万円を超え るものが4本、100万円を超えないものが2本となってい

100 万円を超えるもの4本のうち3本は地方自治法施行 令第167条の2第1項第2号を準用して随意契約としてい るが、当該条文を適用する場合には、業者選定理由として 他の業者では履行不可能であることを明示すべきである。 例えば、データの著作権等の権利の関係で他の業者では履 行不可能である場合が考えられるが、委託契約書には、当 該契約によって作成された成果物等の著作権は、一般社団 法人山口県観光連盟に帰属する旨規定されており、著作権 等の問題がないのであれば、一般社団法人山口県観光連盟 の会計処理規程の原則どおり競争入札を実施することが可 能かどうかも検討していただきたい。

100 万円を超えるもの4本のうち1本は、地方自治法施 行令第167条の2第1項第2号と7号を準用して随意契約 としているが、地方自治法施行令第167条の2第1項第7 号の場合、「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結 することができる見込みのあるとき。」と規定されてい る。この場合、「時価に比して著しく有利な価格」で契約 を締結することができると判断した理由を決裁書類に記載 すべきである。

100 万円を超えないもの2本については、地方自治法施 行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号を準用して随意契約として いるが、随意契約を締結する場合でも複数の業者による見 積り合わせをする必要がある。

見積り合わせをしなかった理由を当事業の担当者に質問 したところ予定価格が 100 万円以下となる場合の契約につ いて以下のような回答であった。

格を決定した上で執行伺をしている。な お、本事業におけるラジオCMの活用は 令和2年度は廃止している。

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 | 措置済み プロモーション推進室)

意見を受けて、「やまぐち観光ガイド マップ」の作成については、複数の事業 者から見積書を取り、契約の相手方を決 定している。

なお、100万円を超える契約について は、原則入札を行い、随意契約をする場 合もプロポーザル等を実施して業者を決 定している。

単独随意契約の契約理由が地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号(契約の性質や目的が競争入札に適さない)に該当する場合であっても、第1号(予定価格が定める額を超えない額:この場合は予定価格が100万円以下となる場合)にも該当する場合は、第1号を適用することとされている。また、第1号の規定により随意契約をする場合であっても、山口県会計規則第 167条第2項の規定に該当する場合は、見積書の取扱いを一人とすることができるとされている。(平成27年3月31日付け平26会計第475号「随意契約の適用条項について(通知)」)

当該業務のうち 100 万円を超えないもの2本については、第1号該当の事業としているが、前回、観光ガイドマップの印刷を委託した業者であり、今回はその増刷であるため、印刷データを持ち他社に比べ有利な契約ができるものとして、上記通知に従い、地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定に基づき単独随意契約を行い、会計規則第 167 条第2項の規定に基づき見積書を1社から徴したものである。

上記の回答のとおり、一般社団法人山口県観光連盟では 独自の会計処理規程は作成されているが、実務的には県の 規則や通知に準拠して契約手続を実施している。山口県会 計規則第167条の2第2項第1号トでは、地方自治法施行 令第167条の2第1項第2号に該当するときで「契約の性 質又は目的により、二人以上の者から見積書を提出させ難 いとき」は見積書を提出させる者を一人とすることができ る旨の規定があるが、決裁書類には契約の性質又は目的に より、二人以上の者から見積書を提出させ難い理由が記載 されていない。決裁書類に理由を記載すべきである。また 「前回、観光ガイドマップの印刷を委託した業者であり、 今回はその増刷であるため、印刷データを持ち他社に比べ 有利な契約ができる」とあるが、委託契約書には、当該契 約によって作成された成果物等の著作権は、一般社団法人 山口県観光連盟に帰属する旨規定されており、著作権等の 問題がないのであれば一般社団法人山口県観光連盟は印刷 データを提出させて増刷の際に他の印刷会社にも問い合わ せを実施して問い合わせの状況を記録し、他社に比べて有 利な契約ができるとの確認をしたことがわかるように決裁 書類に記載し、契約手続きを進めていくべきである。

# 【意見】国内情報発信会(東京)運営業務の単独随意契約について

観光プロモーション力強化事業(国内情報発信会)の業務委託については、単独随意契約が締結されている。決裁書類を閲覧したところ、業者選定理由は「昨年度、当連盟が実施した東京商談会において同様の運営を委託しており内容を把握しているため」としている。

当該業務委託は、委託料が100万円を超えないため地方 自治法施行令第167条の2第1項第1号を準用して随意契 約としているが、随意契約を締結する場合でも複数の業者 による見積り合わせをする必要がある。過去の実績を理由 に単独随意契約を締結するのは委託先の固定化につながり (主務課・室 観光スポーツ文化部観光 プロモーション推進室)

令和元年度は、国内情報発信会(東京・大阪)の委託事業について、公募型プロポーザルにより選定しており、今後も同様の手法で業者を選定することとしている。

望ましくない。例えば、イベント開催実績のある他の業者 に見積りを依頼することが望ましい。

見積り合わせをしなかった理由を当事業の担当者に質問 したところ以下のような回答であった。

単独随意契約の契約理由が地方自治法施行令第 167 条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付 することができないとき)に該当する場合であって も、第1号(予定価格が定める額を超えない額:この 場合は予定価格が 100 万円以下となる場合) にも該当 する場合は、第1号を適用することとされている。

(平成 27 年 3 月 31 日付け平 26 会計第 475 号「随意契 約の適用条項について(通知)」)

当該業務については、第1号該当の事業ではある が、当初は委託事業ではなく、県が直接実施する予定 であったが、急遽、業者委託することが必要となり、 緊急の必要により競争に付することができなかったた め、上記通知に従い、地方自治法施行令第 167 条の2 第1項第5号の規定に基づき単独随意契約を行い、会 計規則第 167 条第2項の規定に基づき見積書を1社か ら徴したものである。

上記の回答のとおり、一般社団法人山口県観光連盟では 独自の会計処理規程は作成されているが、実務的には県の 規則や通知に準拠して契約手続を実施している。山口県会 計規則第167条の2第2項第2号では、地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号に該当するときで「二人以上の 者から見積書を提出させるいとまがないとき」は見積書を 提出させる者を一人とすることができる旨の規定がある。 決裁書類には「当初は委託事業ではなく、県が直接実施す る予定であったが、急遽、業者委託することが必要」とな った経緯などを記録し、二人以上の者から見積書を提出さ せる時間の余裕がなかったことがわかるように記載するべ きである。

# 【意見】SNS等を活用したプロモーション事業の単独随意 契約について

SNS等を活用したプロモーション事業の業務委託につ いては、単独随意契約が締結されている。決裁書類を閲覧 したところ、業者選定理由は「現行システムに埋め込みで 作成するため、現行システムに熟知した当連盟のWeb管 理者でないと当該業務が遂行できないため」としている。

当該業務委託は、委託料が100万円を超えないため地方 自治法施行令第167条の2第1項第1号を準用して随意契 約としているが、随意契約を締結する場合でも複数の業者 による見積り合わせをする必要がある。

見積り合わせをしなかった理由を当事業の担当者に質問 したところ以下のような回答であった。

当該業務において、改修したサイト「やまぐちお散 歩日和」は、一般社団法人山口県観光連盟のホームペ ージ「おいでませ山口へ」と同一のサーバー内で管理 している。

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 | 措置済み プロモーション推進室)

SNS等を活用したプロモーション事 業は、令和元年度に既に廃止済みである が、今後、同様な事業が発生した場合 は、当該事実を業者選定理由に明記す

また、ホームページの制作等を新たに 行う場合は、権利関係等について、十分 に検討を行うこととする。

同サーバーは、一般社団法人山口県観光連盟ホーム ページの管理業者が契約しているレンタルサーバーで あり、他業者がアクセスすることはできない。

したがって、同サーバー内にある「やまぐちお散歩日 和」の改修作業を行うことができるのは当該管理業者 のみである。

上記のようにサーバーに他業者がアクセスすることがで きないとのことで、当該事実を業者選定理由として記載す べきである。また上記理由からホームページの改修業務に ついては委託先が固定されてしまう状況となっている。今 後、新たにホームページの制作を委託する際には将来の委 託業者を広く確保するためにも契約前に権利関係を十分に 検討していただきたい。

## 【意見】PDCA管理表の記載について

「やまぐちDMOツーリズム戦略アクションプラン【平 成 30 年度事業計画】進捗状況(PDCA)管理表」を閲 覧したところ、当事業の「目標(活動指標)」欄が空欄に なっており、「目標達成状況」欄には、情報発信会の参加 者数、観光ガイドマップの増刷数、インスタグラムのいい ね!数が記載されていた。

事業評価のためには、事業目的を達成したかどうかの判 断の基準となる目標を設定することが必要である。

#### 2 やまぐち情報発信事業

#### 【意見】委託業務の検査について

平成30年度の観光パフォーマンスユニット「やまぐち 奇兵隊」のイベント出演回数については、業務委託仕様書 に県内 10 回、県外8回と記載されているが、「やまぐち 奇兵隊出張・派遣実績(平成30年度)」を閲覧したとこ ろ、実績は県内9回、県外5回となっており、業務委託仕 様書通りに契約の履行が行われていない状態であった。検 査調書を閲覧したところ、業務委託仕様書通りに契約が履 行されていないにも関わらず、合格となっており、合格と 判断した理由については特に記載されていなかった。

業務委託仕様書に記載したイベント出演回数は、県が当 事業に期待する成果をあげるために必要と判断して決定し た回数と考えられることから業務委託仕様書通りに業務が 履行されない場合は、委託金額に見合う成果が得られてい ないのではないかと疑念が生じる。

このことについて県の担当者に質問したところ、「「や まぐち奇兵隊」のイベント出演日数については、仕様書上 の想定数よりも実績が下回っているが、一方で、同事業で 運営している「ちょるる」のイベント出演日数は想定数を 大きく上回っており、事業全体としての成果は十分に達成 していると判断した」とのことであった。

こうした理由で、業務委託仕様書に記載している業務内 容から部分的な変更が発生しているのであれば、委託業務 の検査で合格と判断する際に、その旨を検査調書に記載す ることが透明性の観点から望ましい。

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 | 措置済み プロモーション推進室)

令和元年度のPDCA管理表では、そ れぞれの事業・取組を評価する目標(指 標)を極力、数値化して設定し、その達 成状況を記載している。

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 措置済み プロモーション推進室)

意見を受けて、仕様書記載の業務内容 から部分的な変更が発生した場合は、合 否の判断の理由等を検査調書に明記する こととしている。

【意見】ちょるるホームページ、SNSの目標値について 県は「山口県 PR 本部長ちょるる」のSNSのフォロワ 一数を把握しているが特に目標値は設定していない。県の 担当者によると「平成30年度までは観光キャンペーン 「やまぐち幕末ISHIN祭」のPRが最大の目的である ため、ちょるるのSNS等についても、成果指標である 「同キャンペーンの公式サイトのページビュー数」の増加 に向けて運用していた」とのことであった。

当事業は平成30年度をもって廃止しているとのことで あるが、今後、ちょるるのSNS等を継続していくのであ れば、ちょるるホームページのアクセス数、SNSのフォ ロワー数などについて目標値を設定することも検討してい ただきたい。

# 3 やまぐち特産品販売戦略強化事業

【意見】当事業(業務委託)の評価指標及び目標値の設定に ついて

県は、観光物産情報の発信及び販路拡大の目的達成のた めに当該事業を一般社団法人山口県物産協会へ委託してい る。事業実績をみると、「おいでませ山口館」への平成 30年度の入館者数は対前年比118.5%と増加しているが、 平成 30 年度の売上金額は対前年比 85.7%と減少してい

一般社団法人山口県物産協会から提出された過去3年の 実績報告書を閲覧したところ毎年同じ内容が記載されてお り、入館者数や売上金額については目標設定もされていな

目標値の設定について県の担当者へ質問したところ、以 下のような回答であった。

おいでませ山口館全体の「入館者数」や「売上金 額」については、他県のアンテナショップと競合関係 にある中で目標値を公表する必要がないことから、前 年度の「入館者数」や「売上金額」の数値を上回るこ とを『基準』として捉え、運営している。また、委託 対象事業である館内フェアや館内で行う市町フェア、 百貨店での催事、大手企業における物産展など、その 都度行うフェアや催事では、個別に売上金額の目標を 設定している。

平成29年度に株主優待特需の臨時売上があったこと から、平成30年度は、「売上金額」が対前年比を下回 ったものの、「入館者数」は対前年比を上回ってお り、山口県の魅力発信、認知度向上は、一定の効果を 得たものと分析している。

事業評価のための目標値の設定と目標値の対外的な公表 は、必ずしもセットであると考える必要はないと考えられ るが、事業評価のためには目標値の設定は有用であると考 えられるため、例えば、事業評価のために「おいでませ山 口館」の売上高、経常利益、入館者数などの目標値を設定 することも検討していただきたい。

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 措置済み プロモーション推進室)

ちょるるのSNS、ホームページは今 後もプロポーザル方式で選定した外部業 者への委託で運営していくため、令和2 年度の委託事業仕様書において、フォロ ワー数等の目標値を設定する旨記載して いる。

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 改善途中 プロモーション推進室)

意見を受けて、これまでの売上データ や専門家の知見を活用しながらマーケテ ィング分析を行っているところであり、 効率的な館の運営に資する目標値の設定 を検討しているところである。

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 | 改善途中

「おいでませ山口館による首都圏への観光物産情報発信等業務」の業務委託について地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠に単独随意契約を締結しており、長年にわたり業務委託先が固定化されている状況である。県は業者選定理由として、「県産品の全分類(菓子、農産加工品、水産加工品、民工芸品等)について、県全域レベルで会員を擁する唯一の団体であり、県産品の販路拡大を総合的、戦略的に行うのは、当該団体が行うことが最適である。」としている。

当該業務委託内容は、「山口県東京観光物産センター「おいでませ山口館」を拠点として行う県産品の販路拡大業務、「山口フェア」等の開催業務、県産品魅力度向上業務」であり必ずしも「県産品の全分類(菓子、農産加工品、水産加工品、民工芸品等)について、県全域レベルで会員を擁する」団体でなければ履行不可能な業務であるとは判断できず、業務選定理由として「最適である」との記述では履行可能な業者が1者のみであるという理由として不十分な記述と考えられる。

このことについて担当者へ質問したところ、以下のような回答であった。

本事業は、本県の物産振興および観光振興に寄与することを目的とした事業であるため、委託先選定の前提として、県産品の全分類に精通している以外に、県の物産および観光振興の目的に合致した公益性・公平性があることが要求される。

このため、例えば、一般社団法人山口県物産協会以外の民間事業者が本事業を受託した場合、利益が重視されることにより、特定の事業者に偏ったり、県の施策に合致しない物産品となる可能性が生じる。

一方で、一般社団法人山口県物産協会は、山口県内で生産される物産の紹介、宣伝、斡旋等のほか、県産品の販路拡大を図るなど、県産業の振興に寄与することを目的に設立されており、地元市町や物産事業者等と綿密な関係は構築していくものの、事業者に偏りが生じないよう公平性が必要であり、かつ、県の物産振興の方針に適うよう公益性が必要な団体である。

こうしたことから、本事業の受託者について、県産品の全分類に精通し、県の物産及び観光振興の目的に合致した公益性があり、特定の事業者に偏らないよう公平性を保つことが可能な受託者は、一般社団法人山口県物産協会以外にない。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「性質又は目的が競争入札に適しない」場合で山口県会計規則第167条第2項第1号ト「契約の性質又は目的により、二人以上の者から見積書を提出させ難いとき」に該当するとして見積書を1者のみとする単独随意契約を締結する場合には、当該委託業務(山口県東京観光物産センター「おいでませ山口館」を拠点として行う県産品の販路拡大業務、「山口フェア」等の開催業務、県産品魅力度向上業務)を履行可能な業者が他にいないことを業者選定理由に明確に記載する必要がある。

また、現状では委託先が固定されている状況であるが、今後、他県のアンテナショップの運営方法、運営会社との

## プロモーション推進室)

令和2年度も単独随意契約により業務 委託をしているが、随意契約理由の文中 に、委託先選定の前提について明確に示 すことで、対応している。

なお、現在、他県の動向も参考にしな がら、他の契約方法が可能かどうかにつ いて、検討しているところである。 契約方法も参考にしていただき、例えば公募プロポーザル 方式など他の契約方法が可能かどうかについても検討して いただきたい。

# 6 明治維新 150 年やまぐち幕末 ISHIN 祭推進事業 6-1 本庁

#### 【指摘事項】単独随意契約について

「平成30年度明治維新150年記念おもてなし開発支援 業務」は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を 根拠に単独随意契約を締結している。業者の選定理由は、

「県産品の全分類(菓子、農産加工品、水産加工品、民工芸品等)について、県全域レベルで会員を擁する唯一の団体であり、新たな「食事メニュー」、「弁当」及び「お土産」を開発するにあたっては全分類からの応募が想定されることから、全分類に精通している当該団体が行うことが最も適当である。」としている。

県産品の全分類について、県全域レベルで会員がいることによって業務がスムーズに行われることを期待することは理解できるが、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠とする場合は、当該委託業務(新たな「食事メニュー」、「弁当」及び「お土産」の開発)を履行可能な業者が他にいないことを明確に示す必要がある。

#### 6-2 一般社団法人山口県観光連盟

#### 【意見】補助効果の測定について

補助金、負担金の概要にて記載した「やまぐち ISHINツーリズムに係る旅行商品造成支援事業補助金」については、補助金の交付申請時に造成した旅行商品の目標旅行者数を記載することとなっている。10 社が当補助金を利用し、交付申請時の目標旅行者数の合計数は8,172人であったが、実際の旅行者数は5,463人となっている。

当該補助金事業の旅行者数の目標値と実績値の内容は以下のとおりである。

	目標旅行者数	実績旅行者数	差異
	(A)	(B)	(B-A)
エスコート部門	4,522 人	1,098人	△3,424 人
フリープラン部門	3,650人	4,365 人	+715人
合計	8,172人	5,463 人	△2,709人

上表のとおりエスコート部門で差異が大きくなっているが、その主な原因を当事業の担当者へ質問したところ「エスコート部門は、旅行会社の収容可能な最大人数をそのまま目標欄に標記したため、実績数値とは大きく乖離したものとなった」とのことであった。

当事業の担当者によると「通常、エスコート部門の一般的な催行率は3割程度で、5割を超えると好調であったとされる」とのことで今後は、当該催行率を踏まえて目標値を設定する必要がある。なお、平成30年度のエスコート部門の催行率は24%であったが、これは「豪雨や台風による災害復興割商品や周防大島橋損傷の復興支援商品への

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 措置済みプロモーション推進室)

平成30年度明治維新150年記念おもてなし開発支援業務委託事業は、平成30年度に既に廃止済みであるが、今後、類似の事業を実施する場合においては、意見の趣旨を踏まえ、単独随意契約の根拠を明確に示す改善を行う。

(主務課・室 観光スポーツ文化部観光 措置済みプロモーション推進室)

「やまぐち ISHIN ツーリズムに係る旅行商品造成支援事業補助金」については、平成30年度に既に廃止済みであるが、令和元年度から実施している類似の事業である「旅行会社タイアップ事業」においては、実態に即した目標値の設定としている。

#### Ⅲ 観光スポーツ文化部 インバウンド推進室

- 1 外国人観光客受入環境整備事業
- 1-1 本庁

【意見】研修会の参加者数について

本事業ではおもてなしのスキルアップやインバウンドに 対する意識啓発を目的として研修会を開催している。平成 30 年9月5日 (岩国) 、6日 (下関) には「インバウン ド消費を掴むためのキャッシュレス決済と消費税免税店の ポイント」と題して研修会が開催された。当該研修会は実 績報告書上ではチラシ掲載定員数50名(各会場)に対し て、岩国会場は27名、下関会場は36名とある。一方で実 際の参加者リストを閲覧すると、上記参加者人数には主催 者関係団体の人数もカウントされたものとなっており、純 粋に外部からの申し込み参加者数は岩国会場が 13 名、下 関会場は23名となる。一概に参加者数の多寡で事業の有 効性を判断できるものではないが、事業計画において予定 した定員数に比べるとやはり小規模なものと言わざるを得 ず、広く意識啓発に努める趣旨に鑑みると効果に疑念が残 る。以上より、研修会の存在をより一層周知することで広 く民間事業者等のインバウンド意識が醸成される機会を創 出するものとなるよう取り組む余地があると考える。

【意見】コールセンター用チラシ・パンフレットの在庫管理 における山口県の関与について

本事業の一環として、多言語コールセンターを設置しており当該コールセンターの案内として「やまぐちコールセンター」と題したチラシ・パンフレット(以下、チラシ等)を作成し、各市町観光協会や観光案内所、宿泊施設や店舗等に配置している。当該チラシ等は実施主体の一般社団法人山口県観光連盟が発注し、配置・管理しているものであるが、配置後の消費状況や追加配置の要否判断、在庫管理等は特段なされていないとのことであった。当該チラシ等の印刷コストを考えると将来的な経済的発注量を考えながら作成する必要があり、補助金交付者である山口県としては実施主体に対して無駄の無い効率的な支出となるよう指導を図る必要があると考える。

【意見】補助効果測定のための目標値の設定について

当事業の関連する補助効果測定の指標として「やまぐち Free Wi-Fi アクセスポイント数」、「インバウンド向け 受入施設数」、「多言語コールセンター利用件数」、「多言語観光アプリダウンロード件数」などが考えられるが、「やまぐち Free Wi-Fi アクセスポイント数」以外は、目標値が設定されていない。

県として補助金の効果が当初期待したとおりに発現した かどうかを判断する基準として「インバウンド向け受入施 設数」、「多言語コールセンター利用件数」、「多言語観 光アプリダウンロード件数」などにも目標値を設定し、補 助金交付先の一般社団法人山口県観光連盟と目標値を共有 することが望ましい。 (主務課・室 観光スポーツ文化部イン 措置済みバウンド推進室)

令和元年度の研修会の実施においては、開催地域の情報紙(サンデー山口等)に研修案内を掲載し、周知を行った。引き続き、実施について広く周知し、インバウンドの意識啓発を図る。

(主務課・室 観光スポーツ文化部イン 措置済み バウンド推進室)

令和元年度に、実施主体である(一社)山口県観光連盟に対し、新たにチラシ等を作成する場合は、将来的な利用を考慮し、無駄なく作成するとともに、作成したチラシ等の在庫管理を適切に行うよう指導を行い、その結果、在庫管理方法が見直され、適切に管理されていることを確認した。

措置済み

(主務課・室 観光スポーツ文化部イン バウンド推進室)

令和元年度に、当該補助事業の効果測 定に当たっての目標値を設定した。 【意見】やまぐち Free Wi-Fi アクセスポイント数について やまぐち Free Wi-Fi アクセスポイント数は、平成 30 年3月と平成31年3月の単純比較では1箇所減少となっ ているが、民間企業も同様の Free Wi-Fi を提供している 利用者から見ると Free Wi-Fi の機能面で見ると同じで あり効果の面では変わらない)のであれば、今後「やまぐ ち Free Wi-Fi」の普及促進を民間企業との兼ね合いでど のように展開するのか検討する必要がある。

1-2 一般社団法人山口県観光連盟

【意見】インバウンドコーディネーター等の給与について

一般社団法人山口県観光連盟(以下、観光連盟)では職 員の給与について必要な事項を定めた給与規程が整備運用 されている。一方で、インバウンドコーディネーターや台 湾誘客スタッフ(以下、インバウンドコーディネーター 等)は、給与規程の給与テーブル表(別表)に拠らず、採 用時の面談を踏まえて雇用条件を示し通知しているのが実 態である(山口県の臨時職員採用における給与を参考にし ているとのこと)。インバウンドコーディネーター等は1 年契約の有期契約職員であるものの、位置付けとしては観 光連盟の職員に変わりはなく、当該観光連盟職員の給与を 定めた給与規程に拠らずに別の取扱いをするのであれば、 客観性を確保する意味でもその旨を規定として明記されて いなければならないと考える。また、職員の態様(正規・ 非正規等)で規程への対応が変わるのであれば、そもそも 規程に定める職員の定義を明記する必要もある。

以上より、インバウンドコーディネーター等の給与金額 を決定するうえで依拠する給与規程を実態に合わせて改訂 する等の措置が望まれる。

【意見】PDCA管理表の記載について

一般社団法人山口県観光連盟が作成した「やまぐちDM Oツーリズム戦略アクションプラン【平成 30 年度事業計 画】進捗状況(PDCA)管理表」を閲覧したところ、当 事業に関連して「①インバウンドコーディネーター等の配 置、②研修会の開催、③多言語コールセンターの設置、④ 多言語観光案内アプリの運用、⑤「やまぐち Free Wi-Fi プロジェクト」の普及促進、⑥外国人観光サポーター制度 (留学生等の活用) による外国語案内表示の充実、 ⑦県内 公共交通機関を利用した周遊観光の促進、⑧二次交通アク セス情報をWEBサイトで発信、⑨台湾誘客スタッフの設 置」を細事業・取組事項として記載しているが、「目標 (活動指標) | 欄を見ると、上述した①~②の細事業・取 組事項うち、⑤「やまぐち Free Wi-Fi プロジェクト」の 普及促進についてアクセスポイント数の目標数値が記載さ れているが、それ以外は目標数値が設定されていない。

それぞれの細事業・取組事項を評価する上で関連する指 標を用いて、例えば「インバウンド向け受入施設数」、 「研修参加者数」、「多言語コールセンター利用件数」、 「多言語観光アプリダウンロード件数」など極力、目標を

(主務課・室 観光スポーツ文化部イン 措置済み バウンド推進室)

やまぐち Free Wi-Fi は認証画面が 6言 語に対応する等の特徴を有しており、外 国人観光客が安心して利用できるサービ スとして重要なツールである。

外国人観光客が快適に県内を周遊でき るよう、令和2年度に接続回数・時間を 拡充させるとともに、認証方式をよりセ キュリティの高いものに変更し、更なる 利便性向上と機能強化を図った。

(主務課・室 観光スポーツ文化部イン バウンド推進室)

令和2年度に、インバウンドコーディ ネーター等有期契約職員の就業規則を定 め、給与についても規則の中に盛り込ん 措置済み

措置済み

(主務課・室 観光スポーツ文化部イン バウンド推進室) 令和元年度にPDCA管理表に、それ

ぞれの事業・取組を評価する目標(指

標)を極力、数値化して設定し、その達

成状況を記載した。

#### 2 やまぐちインバウンドパワーアップ事業

## 【意見】補助事業の効果測定について

当事業は外国人観光客受入環境整備事業と両輪をなし、 また外国人宿泊観光客数倍増事業と関連しながら「おいで ませ山口観光振興計画」では令和2 (2020) 年度に外国人 延べ宿泊者数 (年間) を 20 万人以上とすることを目標と している。

当事業はプロモーションや情報発信に注力する事業であり、外国人観光客に対して本県の旅行需要を創出することに趣旨がある。当事業全体でどの程度、外国人観光客や宿泊者数の増加に寄与したかを数値化することは難しいが、個々の取組ごとに効果測定を行うことは必要である。

例えば、旅行会社招請であれば「造成ツアー送客数、造成ツアー本数」、メディア招請であれば、「媒体接触者数、掲載本数・放送回数」、インターネット(SNS)であれば、「リーチ数、投稿表示回数」、旅行博出展であれば、「来場者による評価(アンケート)」など、国の補助事業の成果指標等を参考にして、取組ごとに可能な効果測定方法を検討する余地があるものと考える。

#### Ⅳ 観光スポーツ文化部 交通政策課

1 岩国錦帯橋空港利用促進対策事業

#### 【意見】実績報告書の提出について

当事業の補助金交付要綱には実績報告書を「補助事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない」と記載されている。県の担当者によれば実績報告書は3月31日に提出されているとのことであるが、閲覧した資料の中に補助金交付先から2019年5月14日に届いた電子メールをプリントアウトしたものがあり、報告が遅くなった旨及び2019年5月13日に郵送した書類のデータを添付して送信する旨の記載があった。電子メールには「実績報告書(ワード)、収支決算書(ワード)、決算予算補正内訳説明資料(エクセル)、通帳の動き(エクセル)、通帳の写し(PDF)、事業報告書(ワード)」が添付されており、平成30年度の実績報告書は5月に再度提出されている。

このことについて県の担当者に質問したところ「実績報告書は3月31日までに提出されており、事業実績は確認できたことから3月31日に履行確認を行っている。しかし、実績報告書の誤字脱字・補足資料の受領等、補助金交付先とのやりとりに時間を要し、修正書類一式が再提出されるのに5月まで時間を要した」とのことであった。

県は、実績報告書に不備があった場合や資料に不足があった場合、速やかに訂正及び資料の提出をするように補助金交付先に指導する必要がある。

#### 【意見】実績報告書への通帳コピー等の添付について

実績報告書を閲覧したところ、平成30年度の実績報告書には岩国錦帯橋空港利用促進協議会の通帳のコピーが添

(主務課・室 観光スポーツ文化部イン バウンド推進室)

令和2年度から、補助事業の効果測定 に当たり、国の補助事業の成果指標等を 参考にして、取組ごとに可能な効果測定 を実施することとして、実施主体である 山口県国際観光推進協議会にも通知し た。 措置済み

措置済み

(主務課・室 観光スポーツ文化部交通 政策課)

令和元年度分から実績報告書提出後に 不備等があった場合は、速やかに訂正及 び資料の提出をするよう指導した。

(主務課・室 観光スポーツ文化部交通

令和元年度分から、外部証憑書類とし

措置済み

政策課)

付されていたが平成 29 年度の実績報告書には現金出納帳 | て通帳のコピーを添付させることとし の添付はあったものの通帳のコピーが添付されていなかっ た。

岩国錦帯橋空港利用促進協議会では平成29年度から平 成30年度にかけて不正経理・横領が発生している。不正 発覚後の平成30年8月からは、協議会の事務局を岩国空 港ビル株式会社から岩国市に移管し、マニュアルを整備す るなど不正防止に努めている。不正を防止するためには第 一に岩国錦帯橋空港利用促進協議会の内部統制を整備する ことが当然必要であるが、山口県としても現金出納帳等の 内部作成資料だけでなく、通帳のコピーや預金の残高証明 書等の外部証憑類の添付を要求することで不正に対して一 定の牽制効果が期待できる。平成30年度の実績報告書に は通帳のコピーが添付されていたが、今後も継続的に通帳 コピーや預金の残高証明書等の外部証憑類の添付を要求す ることが必要である

> (主務課・室 観光スポーツ文化部交通 政策課)

令和元年度分から、ホームページのア クセス数について実績報告書に記載させ ることとした。

措置済み

【意見】実績報告書への空港ホームページのアクセス状況の 記載について

平成 29 年度の実績報告書には空港ホームページのアク セス状況について記載されているが、平成30年度の実績 報告書には記載されていない。 平成 29 年度の実績報告書 に記載された平成28年度と平成29年度のアクセス状況は 以下のとおりである。

	平成28年度	平成29年度
アクセス件数	616, 930	608, 393

県の担当者によれば、ホームページアクセス数について は、実績報告とは別に確認を行っているとのことである が、当事業の補助金は、空港ホームページの維持管理にも 使用されており、ホームページのアクセス状況は当事業の 有効性を評価するための有用な情報と考えられるため、再 び実績報告書への記載を求めることも検討していただきた

# 2 山口宇部空港利用促進対策事業

【意見】補助金の額の確定時の審査について

実績報告書に添付された予算執行状況内訳書について、 「補助金等の交付事務に係るチェックシート」では、「必 要に応じて根拠資料を収集」にチェックされているが、証 憑書類が添付されていなかった。

県の担当者によると「県担当職員が現場(山口宇部空港 利用促進振興会事務局)にて証憑書類の確認、預金通帳の 現物確認を行っており、適正な執行を確認している」との ことであった。

県は補助金交付先での確認状況(例えば、確認日付、確 認担当者、確認手続、確認結果など) について記録を残す ことが望ましい。

3 バス活性化対策事業

【意見】補助金の額の確定に係る審査について

(主務課・室 観光スポーツ文化部交通 | 政策課)

令和元年度分から、実績報告書に証憑 書類を添付させることとし、補助金交付 先での完了検査についても記録を残すこ ととした。

措置済み

(主務課・室 観光スポーツ文化部交通 措置済み

バスロケーションシステム整備費に係る補助金において、県が補助事業者から支払に関する証憑を一部入手していない事例があった。

当該補助事業者からバスロケーションシステム納入業者には着手金と最終払の2回に分けて支払われている。着手金は平成30年7月に、最終払は平成31年4月に支払われている。ここで山口県バス活性化システム整備費等補助金交付要綱第9条によると、事業者は県に対して支払に関する証憑を実績報告書に添付して提出することが求められている。今回の事例の事業者の実績報告書の提出期限は平成31年3月末であったため、支払に関する証憑はその時点で添付可能である着手金部分のみが添付されていた。県は、最終払部分の金額についてはシステム納入業者からの請求書にて確認しているが、その後、補助事業者は最終払部分の支払に関する証憑は県に提出していない。

補助金の全額が正しく使用されたということについて確証を得る観点からは、実績報告書の提出後であったとしても、補助事業者に対して支払に関する証憑の提出を求めて最終払部分の支払について確かめることが望ましい。

# 4 交流拡大!山口宇部空港国際化推進事業 4-1 本庁

【指摘事項】補助金交付事務の内部統制について

一般社団法人山口県観光連盟(以下、観光連盟という。) への補助事業において、本事業の補助金は、「交流拡大!山口宇部空港国際化推進事業補助金交付要綱」に従い、実施されている。

本補助事業については、補助金交付要綱の制定から補助金額の確定までの一連の事業実施は、山口県交通政策課空港利用促進班においてなされ、実施に係る起案は、以下のとおり行われている。

起案 H30.6.11 平 30 交通政策第 63 号 起案者 交通政策課主任A氏

交流拡大!山口宇部空港国際化推進事業補助金交付要綱の制定について

起案 H30. 10. 16 平 30 交通政策第 108 号 起案者 交通 政策課主任A氏

交流拡大!山口宇部空港国際化推進事業補助金の交付決 定について

起案 H31.4.17 平 31 交通政策第 17 号 起案者 交通政 策課主査B氏

交流拡大!山口宇部空港国際化推進事業補助金の額の確 定について

うち、観光連盟検査調書 H31.3.31 検査職員 交通政 策課主任A氏

一方、A氏及びB氏は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 26 年山口県条例第4号)第2条及び職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和 27 年山口県人事委員会規則第10号)第2条第6号の規定に基づき、観光連盟書記の職を兼ねている。

観光連盟の本補助事業に係る起案は、以下のとおり 起案H30.10.11 山観連第81号 起案者 書記A氏 平成30年度交流拡大!山口宇部空港国際化推進事業補

## 政策課)

令和元年度分から、実績報告書の提出 後であったとしても、最終払部分の支払 について証憑の提出を求めることとし た。

(主務課・室 観光スポーツ文化部交通 政策課)

令和元年度分から交付側・検査職員と 申請側で異なる職員を充て、統制が効く よう見直した。

助金の交付申請について

起案H30.10.15 起案者 書記A氏

執行同 山口宇部空港国際線ターミナル案内業務委託 起案H30.10.23 起案者 書記A氏

契約締結同 山口宇部空港国際線ターミナル案内業務委 託

起案H31.3.19 起案者 書記A氏

山口宇部空港国際線ターミナル案内業務委託の変更契約 について

起案H31.3.31 山観連第185号 起案者 書記A氏

平成 30 年度交流拡大!山口宇部空港国際化推進事業補 助金実績報告書の提出について

起案H31.4.1 起案者 書記B氏

平成30年度山口宇部空港国際線ターミナル案内業務委 託に係る実績報告書等の提出及び経費の支出について(精 算払い)

起案H31.4.1 山観連第179号 起案者 書記B氏 平成30年度山口宇部空港国際線ターミナル案内業務に 係る費用負担について

起案H31.4.19 山観連第29号 起案者 書記B氏 平成 30 年度交流拡大!山口宇部空港国際化推進事業補 助金の請求について

以上のように、人事異動により担当者は変わっているも のの、同一人物が補助金申請側と補助金交付側、さらには 検査職員を兼ねており、全く統制が効いていない状態とな っている。

早急に事務執行体制を見直すべきである。

【意見】補助金の額の確定時における証憑との照合について 補助金交付先である山口宇部空港利用促進振興会からの 実績報告書に補助対象経費の支出(旅行会社等への支払) について支払を証明する証憑等が添付されていなかった。

県の担当者によると「支払を証明する証憑については、 県担当職員が現場(山口宇部空港利用促進振興会事務局: 山口宇部空港ビル)において確認している。その上で検査 調書に押印を行っている」とのことであった。

県は補助金交付先での確認状況(例えば、確認日付、確 認担当者、確認手続、確認結果など)について記録を残す ことが望ましい。

【意見】目標の達成度及び補助効果の測定について

「おいでませ山口観光振興計画」では、山口宇部空港に おける国際便(定期便及びチャーター便)利用者数を令和 2年度に5万人以上とする目標を設定しているが、平成 28 年度から平成30 年度の実績値は2万人前後で推移して おり、目標値の半分以下という状況である。

当事業は主に山口宇部空港利用促進振興会が実施する国 際定期便の定着・拡大や国際チャーター便の運航拡大に向 けた取組に対して補助金を交付している。県としては「お いでませ山口観光振興計画」で設定した目標を達成するた めに、例えば、山口宇部空港利用促進振興会が実施する各 取組に対して補助効果を測定するための指標を設定し効果

(主務課・室 観光スポーツ文化部交通 | 措置済み 政策課)

令和元年度分から、実績報告書に証憑 書類を添付させることとし、補助金交付 先での完了検査についても記録を残すこ ととした。

(主務課・室 観光スポーツ文化部交通 政策課)

目標の達成に向けて、利用者数の増加 に効果が認められない取組については、 次年度予算において補助対象外とするこ ととし、効果が認められる取組に重点的 に予算を配分することとした。

改善涂中

がないと認められる取組を止めて効果があると認められる 取組に重点的に補助金を交付するなどの対応を検討するこ とが望ましい。

## 4-2 一般社団法人山口県観光連盟

#### 【意見】単独随意契約について

「山口宇部空港国際線ターミナル案内業務」の契約方法については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を準用して随意契約を締結している。決裁書類を閲覧したところ業者選定理由については「昨年度の国際定期便就航に伴う国際線ターミナル内での観光等案内業務(観光・交通案内に対応できる案内人と韓国語に対応できる通訳の確保等)の実績があり、本業務について熟知・精通し、ノウハウを有していることから、本業務を最も円滑に行うことができるのは、当者以外にないため」と記載されており単独随意契約としている。

実績、熟知・精诵、ノウハウを理由とすると委託業者の 固定化に繋がる可能性があり、他に当該委託業務を履行で きる業者がいないと判断することはできないため、選定理 由として十分な記述とは言えない。随意契約であっても見 積り合わせをすべきであるが、見積り合わせをしなかった 理由を当事業の担当者に質問したところ、「山口宇部空港 国際線ターミナル案内業務については、外国人観光客への 案内業務について一定のノウハウや資質を持った団体への 業務委託が必要である。宇部市内においては、一般社団法 人宇部観光コンベンション協会のみが、JNTO(日本政府観 光局)が認定する全国レベルで一定の水準以上の外国人観 光客への案内業務が可能な外国人案内所の認定資格を有す る事業者であり、質の高い観光案内業務を達成するための 特定事業者として単独随意契約で選定しており、一般的な 随意契約による見積合わせ(契約額の安価な者との契約) による選定にはなじまないため」との回答を得た。

決裁書類には、業者の選定理由をより詳細に記載すべきである。特に単独随意契約の場合、業者の選定を宇部市内に限定した理由や宇部市以外で「JNTO(日本政府観光局)が認定する全国レベルで一定の水準以上の外国人観光客への案内業務が可能な外国人案内所の認定資格を有する事業者」がいなかったのかなども含めて詳細に記載する必要がある。

# 5 岩国地域観光資源整備事業

#### 【意見】補助効果の継続的な確認について

県は、新駅を活用した錦川清流線における将来的な年間利用者数(約4,600人/年)を錦川鉄道(株)と調整の上で設定をしており、新駅の利用結果については、開業当時から錦川鉄道(株)より継続的に利用人数等の情報を入手しているが、今後も補助効果を継続的に確認することで今後の施策に活かしていくことが望ましい。

(主務課・室 観光スポーツ文化部交通政策課)

今後、単独随意契約を締結する場合は、決裁書類に業者の設定理由を詳細に記載することとする。

措置済み

(主務課・室 観光スポーツ文化部交通 政策課)

補助交付先から定期的に利用人数等の 情報を入手し、補助効果を継続的に確認 している。

また、新駅を活用した新たな観光イベント列車等の実施について検討を行うとともに、観光部署と連携して新駅等の情報発信を行うことで、更なる利用者の獲得に向けた取組みを推進している。

#### 6 岩国錦帯橋空港ターミナルビル機能強化事業

## 【意見】補助効果の継続的な確認について

県は、待合室等の施設利用状況(利用者数等)を利用開 始以降、補助金交付先から継続的に報告を受け把握してい る (平成31年4月27日から令和元年9月末までの利用件 数 19 件(延べ 21 日、682 人利用)) が、今後も補助効果 を継続的に確認することで今後の施策に活かしていくこと が望ましい。

#### V 観光スポーツ文化部 国際課

3 ロシア・クラスノダール地方交流推進事業

【意見】クラスノダール地方との交流推進について

山口県はロシア・クラスノダール地方と友好・協力関係 を締結しているが、現状として県民に当該事実がどの程度 認知されているか県は把握していない。県内企業を中心と した経済交流や県内スポーツチームによるスポーツ交流の 推進もまずは県民がロシア・クラスノダールを知り、関心 を抱くことが起点となるはずである。そこで、例えば、山 口ゆめ花博会場設置用に制作した PR パネルについては、 ゆめ花博以外においても、2019年5月に長門市のセンザ キッチンでのイベントに参加した際に掲示し、クラスノダ ール地方との交流に関する周知を図ったとのことである が、今後も同様のイベントで積極的に活用するなどして遊 休化させることのないように努めていただきたい。これに より、まずはクラスノダール地方のことを知るきっかけを 持ってもらうことに繋がるはずである。また、両国の地域 間で国際交流を深めるためには山口県からクラスノダール への訪問だけではなく今後はクラスノダールから山口県へ の訪問を促す施策を講じていけるような手法を検討し、そ れを実現させていくことで県民の認知度も高まり、より一 層交流を推進していく礎が出来上がると考えられる。

# 4 中南米山口県子弟等人材育成事業

【指摘事項】謝金の見積額と実績額の乖離について

山口県海外技術研修員等受入事業について研修受入機関 への謝金は見積書では1件30千円となっているが、実際 の支給額は100千円となっており、6件分で420千円の差 額が発生している。謝金については、ここ数年同じ処理が なされているが、見積額30千円に対して実績額が100千 円になる根拠は示されておらず、また業務委託先に理由の 確認もしていない。

県は、謝金について見積額30千円に対して実績額が 100 千円になる理由について業務委託先に確認し、妥当性 について検討すべきである。

# 5 日韓海峡沿岸交流関連事業

## 【意見】繰越金の適正水準の検討について

日韓海峡沿岸県市道交流実行委員会の平成 29 年度末の 繰越金は 12,967 千円、平成 30 年度末の繰越金は 11,401 千円である。県の担当者によると、平成30年度末の繰越 金 11,401 千円については、スポーツ (サッカー) 交流事 業(平成29年~平成30年)の事業期間が、台風により1

(主務課・室 観光スポーツ文化部交通 政策課)

補助金交付先から今後も施設利用状況 等の情報を入手し、補助効果を継続的に 確認しながら、施設の更なる活用方法等 を検討していく。

(主務課・室 観光スポーツ文化部国際 措置済み

クラスノダール地方との交流に関する 周知を図るため、これまでも、お示しの 各種イベント等の開催機会を捉え、PR パ ネルの掲示を行ってきた。その後も、令 和2年1月30日~2月2日にクラスノダ ールの児童生徒が制作した絵画の展示会 を開催し、PR パネルの設置やメディア等 の取材を通じ、本県とクラスノダール地 方との交流を広く周知することができ た。また、当該イベントでは、クラスノ ダールより美術学校校長の招聘も実現し た。今後も様々な機会を捉え、本県とク ラスノダール地方との交流の周知に努め

(主務課・室 観光スポーツ文化部国際

これまでの実績及び受入機関の人的・ 経済的負担を踏まえ、現在の 100 千円が 謝金としてより妥当な額であることが委 託先等から確認できたため、今後は、契 約手続の時点から適正な額を見積もるこ ととした。

(主務課・室 観光スポーツ文化部国際 改善途中

平成30年度末の繰越金については、事 業の繰越や年度間の負担の平準化のため に生じたものであり、令和元年度末では 減額となった。今後、繰越金が増加した

措置済み

改善途中

年後ろ倒しになったことに伴う平成30年度事業費の令和 場合の対応について、実行委員会におい 元年度への繰越金4,495千円を含んでおり、当初予定どお り平成30年度に事業が完了していた場合、平成30年度末 の推定繰越額は、6,906千円となるとのことである。

当事業では知事会議を日本と韓国で交互に開催してお り、日本開催年は韓国開催年に比べて会議費用が多くなる が、各県の毎年の負担金を平準化しているため繰越金が発 生しているとのことであった。県の担当者によると繰越額 のうち3,000千円は、令和元年度の知事会議の日本側開催 に向けた負担の平準化のためのものであるとのことであ る。また、国際交流事業については、事業の性格上、突発 的な要因により当初想定していない経費(日程変更に伴う 航空機のキャンセル料等) が発生することがあり、過去の 実績等から、3,000 千円程度の留保額は必要と考えている とのことであった。

平成29年度末及び平成30年度末の繰越金が多くなって しまった原因は前述したとおりスポーツ(サッカー)交流 事業の事業期間が、台風により1年後ろ倒しになったこと によるものであり一時的なものと考えられるが、今後また 増加することがあれば原因を分析して場合によっては、県 の財政負担の軽減の観点から実行委員会で協議して負担金 を一時的に減少させることも検討していただきたい。

6 スペイン・ホストタウン推進事業

【意見】事業の目標指標設定について

当事業に関しては、目標とする一定の指標が特に定めら れていない。事業の性格上、東京オリンピック・パラリン ピックまでの事業実施期間になると考えられるが、支出を 伴う以上、その支出の効果が最大となるよう一定の目標と なる指標を設定し、効果の測定が実施されるべきである。

なお、事業目的からは、指標として、スペインとの交流 人口数や、スポーツ交流を含むイベント開催数及び参加者 数、スペイン語ガイドの人数などが考えられる。

【意見】他の観光施策・事業との連携について

県は、平成30年度の日本・スペイン・シンポジウムの 際にスペインからの来県者を対象にスペイン語版の県観光 パンフレットの配布や、県内視察等、インバウンドを含む 以後の観光客増加につながる取組を実施しているが、より 一層スペインとの相互交流を促進するために、例えば、オ リンピックの延長でスポーツ交流イベント等と県内観光の 組み合わせを推進していくことで、県の観光施策の目標と する宿泊者数や来県者数の増加にも貢献すると考えられ

他の観光政策・事業との連携を図り、事業の効果が事業 目標のみならず、県全体の観光施策の目標達成に貢献する ことが望まれる。

7 山口県国際交流協会育成事業

7-1 本庁

【指摘事項】実績報告書の収受印の押印について 補助金交付先である公益財団法人山口県国際交流協会か 課)

て対応を検討している。

(主務課・室 観光スポーツ文化部国際 |

当事業の指標として、令和2年3月 に、「オリンピック開催年度までのホス トタウン関連イベント参加者数:1,000 人以上」を設定した。

(主務課・室 観光スポーツ文化部国際 | 措置済み

令和元年10月にはスペインでのスポー ツ交流に併せて現地で観光パンフレット 等の配布を行った。また、11 月には、健 康福祉部と連携し、スペインからパラリ ンピアンを招いてのパラスポーツ交流イ ベントを実施。近隣県からも参加者を得 るなど、来県者数の増加に貢献した。今 後も、観光振興に資するという観点を意 識して、事業内容を工夫したい。

(主務課・室 観光スポーツ文化部国際 | 措置済み

ら提出された実績報告書を閲覧したところ、収受印が押印 されていなかったが、「補助金等の交付事務に係るチェッ クシート」の「提出書類への収受印の押印」の項目は「押 印している」に○が付されていた。

「提出書類への収受印の押印」の項目の「基本的な考え 方」に記載されているように「補助事業者等からの提出書 類については、必ず収受印を押印する」ことを徹底する必 要がある。

指摘後、関係職員に対し、補助金の実 績報告書に係る県の収受印の押印につい て周知徹底するとともに、管理職のチェ ック体制を強化した。

## 【意見】交付要綱の補助対象経費の明確化について

補助金交付先である公益財団法人山口県国際交流協会の 平成30年度の正味財産増減計算書内訳表を閲覧したとこ ろ、県から受け取った補助金9,620千円のうち「公益目的 事業会計」の区分に5,197千円計上(「多文化共生推進事 業」868 千円、「国際理解・協力・活動支援事業」4,329 千円) されており、「法人会計」の区分に4,423千円計上 されていた。

「法人会計」は、管理業務やその他の法人全般に係る事 項に関する会計の区分であり、「法人会計」の区分に計上 された 4,423 千円は、一般的に法人運営のための管理費に 充てられると考えられる。

「公益財団法人山口県国際交流協会補助金交付要綱」を 閲覧したところ交付の対象について第3条第1項に以下の ように規定されている。

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げ る事業とする。

- (1) 地域社会における多文化共生の推進に関する事
- (2) 国際交流に関する事業
- (3) 国際理解・協力に関する事業
- (4) その他前条に掲げる目的に合致する事業

上記の交付要綱の条文以外に補助対象経費について定め たものはなく、交付要綱の条文からは法人の運営費が補助 対象経費に含まれるか否か判断が難しかったため、県の担 当者に補助対象経費の中に法人運営のための管理費は含ま れるのか質問したところ、含まれるとの回答であった。

県は、当該補助金の交付目的に照らして法人の運営費が 補助対象に含まれるべきものかどうかを改めて検討し、含 まれるということであれば交付要綱に含まれることが分か るように明記すべきである。また当該交付要綱には補助対 象となる科目や具体的な内容などを記した別表などがない ため、別表で補助対象となる科目及び具体的な内容を定め ることを検討すべきである。

#### 7-2 公益財団法人山口県国際交流協会

## 【意見】他団体の助成金との併用について

小規模助成金について、助成団体である日米協会岩国か らの実施報告書に添付された収支決算書を閲覧したとこ ろ、岩国市からも補助金を受け取っていた。

小規模助成金交付要綱の第6条第2項では、「他団体の 助成金および「グローバル山口国際活動支援事業費補助 上で、令和2年度申請分から適用した。

(主務課・室 観光スポーツ文化部国際

意見を受け、令和3年度以降の適正な 補助金執行に向けて確認・調整中であ 改善涂中

(主務課・室 観光スポーツ文化部国際 | 措置済み

交付要綱の改正により、補助金併用が 不可となる「他団体」を「国・県(県の 外郭団体を含む。)」と明確に定義した

金」との併用は不可とする。」と規定されているが、「他 団体」に地方公共団体が含まれるか否か明記されていな

「他団体」に地方公共団体が含まれないのであればその 旨を交付要綱に明記すべきである。

【意見】小規模助成金とグローバル山口国際活動支援事業費 補助金の年数制限について

小規模助成金の助成対象事業は、交付要綱第3条第1項 に「国際交流・国際理解または多文化共生の推進に関する 事業」で「広く一般県民が参加できるもの」と規定されて いる。一方、グローバル山口国際活動支援事業費補助金の 補助対象事業は、交付要綱第3条第1項に「国際交流事 業」及び「国際協力事業」と規定されている。小規模助成 金の助成対象事業とグローバル山口国際活動支援事業費補 助金の補助対象事業は重複する事業もあるため同一団体が 行う同一事業でも年度によってどちらの交付を受けるか選 ぶことができ、例えば、日米協会岩国が実施するスピーチ コンテストの場合、小規模助成金の交付を受けている年度 もあれば、グローバル山口国際活動支援事業費補助金の交 付を受けている年度もある。

小規模助成金は、交付要綱第6条第3項で「同一団体へ の助成金の交付は、原則として連続して5年を限度とす る。」と規定しており、グローバル山口国際活動支援事業 費補助金は、交付要綱第6条第2項で「同一団体への補助 は、原則として3年度連続して行わない。」と規定してい るが、同一団体が行う同一事業でも年度によってどちらの 交付を受けるか選ぶことができる場合は、結果として毎年 どちらかの交付を受けることが可能となってしまう。 それぞれの交付要綱で年数制限を規定した趣旨を損なわな いように、小規模助成金とグローバル山口国際活動支援事 業費補助金の交付要綱の規定を検討することが望ましい。

# VI 観光スポーツ文化部 スポーツ推進課

1 「サイクル県やまぐち」推進事業

#### 【意見】補助事業の効果測定について

サイクル県やまぐち促進事業費補助金(市町への補助 金)について、「補助金等の交付事務に係るチェックシー ト」の「6補助効果の測定」で「①効果測定のための指標 や目標値を設定」の欄に○がついている市町と「②数値以 外のもので補助効果を測定」に○がついている市町があっ た。県の担当者によれば、県の総合計画である「やまぐち 維新プラン」にサイクルイベント参加者数を令和4年度に 3万人とする目標があることを根拠として「①効果測定の ための指標や目標値を設定」の欄に○がついているのが正 しいとのことであった。

「やまぐち維新プラン」の目標値であるサイクルイベン ト参加者数は、山口県全体のサイクルイベント参加者数と なっているため、各市町が実施するサイクルイベントの効 果を測定する目標値としては、県全体の目標値を各市町が 達成すべき目標にブレイクダウンし、各市町が達成すべき 目標値を設定して補助効果の測定を行うことが望ましい。

(主務課・室 観光スポーツ文化部国際 改善途中

今後、事業趣旨を損なわないよう国際 交流専門委員会からの意見聴取等を行い つつ、交付要綱を改正する方向で検討を 進める。

(主務課・室 観光スポーツ文化部スポー措置済み ーツ推進課)

意見踏まえ、直ちに県全体の目標値に 加え、各市町が達成すべき目標値を設定 し、効果測定を行うこととした。

## 2 スポーツを通じた地域活力の創出事業

【指摘事項】株式会社レノファ山口との委託契約締結日につ

山口県は、トップスポーツクラブを活用したスポーツの 魅力発信業務における委託契約を株式会社レノファ山口と の間で締結しているが、当該契約締結日について以下、2 点の問題点が挙げられる。

1点目は、契約締結日が平成 31 年5月8日付で作成さ れていることである。平成30年度の委託契約であること に鑑みると、正しくは平成30年5月8日であるべきとこ ろ、和暦標記の年度に誤りがあるということになる。

2点目は、執行伺書においても契約期間は契約締結日を 契約期間開始の起算点とする旨定められているが、委託契 約書第3条において契約期間は契約締結日の翌日とされる 平成30年5月9日からと記載されている。

上記2点の誤りはいずれも形式的な記載ミスとされるも のかもしれないが、契約当事者の双方で何かしらの疑義が 生じた場合に当該契約の契約日や契約期間に焦点が当てら れることもある可能性があり、日付の確定は契約当事者間 にとって重要な位置付けとなるはずである。

以上より、契約書の契約締結日や契約期間開始日が適正 に記載されておらず、然るべき契約事務手続に一部逸脱し た状態であることから是正及び再発防止のためにチェック の体制強化が必要である。

#### 【指摘事項】業者選定伺について

トップスポーツクラブを活用したスポーツの魅力発信業 務において、委託業者選定先である特定非営利活動法人 ACT SAIKYO を選定する際の業者選定伺の選定理由が選定 業者と矛盾する内容となっており、決裁手続きが形骸化し ている。以下、記載された選定理由を掲載する。「バドミ ントン国内トップリーグ(S/J リーグ)会場等での観光・ 物産 PR を通じた全国規模の情報発信やプロサッカークラ ブと連携した県民交流イベントの開催等については、同リ ーグに所属する「ACT SAIKYO」でなければ実施できないた め。」

ここで、矛盾内容としては ACT SAIKYO はバドミントン チームであり、プロサッカークラブとの標記は整合しない という点である。この点、株式会社レノファ山口と同様の 委託契約を締結しており、当該契約の業者選定理由に同じ 文言が使用されていることからすると、複写転記して使用 したと言われかねない状況である。書面の形式上は担当課 内で決裁手順を踏んでいるが、内容を十分に確認していな いと言われてもやむを得ない状況であり改善が望まれる。

# 【意見】地域コミュニティ創出支援の推進拡大について

山口県はスポーツを通じた地域づくりの推進として、市 町が総合型地域スポーツクラブと連携して行うスポーツイ ベントへの支援を行うために補助金を交付している。 平成 30 年度では下関市、宇部市、山口市、萩市、下松 市、長門市、周南市の7市に対して計4,431千円の補助金 を交付している。一方で山口県内の残りの 12 市町につい ては事業計画の立案がなく山口県からの補助金は交付され | 加及び各市と地域のクラブの連携促進に

(主務課・室 観光スポーツ文化部スポ ーツ推准課)

指摘後直ちに再発防止に向けて、全職 員に対し、課内会議等において本件につ いて周知徹底するとともに、各班長にお いて、決裁内容の確認を強化する等、課 全体でのチェック体制の強化を図った。

措置済み

(主務課・室 観光スポーツ文化部スポー措置済み ーツ推進課)

指摘後直ちに再発防止に向けて、全職 員に対し、課内会議等において本件につ いて周知徹底するとともに、各班長にお いて、決裁内容の確認を強化する等、課 全体でのチェック体制の強化を図った。

(主務課・室 観光スポーツ文化部スポー ーツ推進課)

今年度、年度当初に全市町への補助事 業にかかる説明会や、総合型地域スポー ツクラブ連絡協議会での補助制度の周知 等を実施し、一定の改善が見られている が、今後とも、地域のスポーツ人口の増 改善途中

ていない状況となっている。

当該補助金は全県的にスポーツを通じた地域活力の創出 を目指すための手法の一つであり、最終的には全市町に県 の財源が投下されることで市町が有効な事業計画を立案 し、市民にサービスを提供することが目的達成に寄与する と考えられる。総合型スポーツクラブ自体は既に県内各市 町に多く存在しており、まずは市町と総合型スポーツクラ ブが連携してイベント開催の機運を高めていけるように山 口県がより一層主導していくべきである。

【意見】仕様書に明記のない委託事業内容について

株式会社レノファ山口と締結した業務委託契約につい て、委託仕様書では以下のように業務委託の内容が指定さ れている。

- (1) トレーニングマッチ等の誘致・開催
- (2) プライドオブ中四国等における観光・物産PRの実
- (3) その他

上記を踏まえ、株式会社レノファ山口からの見積書を確 認すると、当初の見積書と変更後の見積書がある。変更内 容としては、当初予定していたトレーニングマッチが」リ ーグ同士の対戦であったがスケジュールが合わず、広島修 道大学の学生との試合になったことによるもの、及び平成 30 年度は周防大島復興支援としてのプレシーズンマッチ 開催を検討したことが主な要因である。ここでプレシーズ ンマッチの開催は仕様書に直接的に記載はなく、この場合 には「仕様書に記載されていない事項は県と協議の上決定 すること」と指示されている。しかし、スポーツ推進課に は協議録またはそれに準じるものは残っておらず、仕様書 に即して考えると今後は記録を適切に残して事業執行の妥 当性を補完できるようにする必要がある。また、見積書の 項目単位での増減はあるものの、合計金額自体が変更前と 変更後で総額が変わっていないことからも、帳尻合わせで 仕様書にない事業を急遽決定したり取りやめたりしたとの 指摘を受けないためにも当該記録の管理は行政資料として 重要と考える。

(会会・目標書の再約世界)

	F/	
項目	当初見積額	変更後見積書
トレーニングマッチ誘致・開催関連	1,849,500円	235,000 円
プレシーズンマッチ開催関連	_	788, 500 円
観光・物産 PR 関連(PRIDE OF 中四国)	580,000 円	850,000円
中四国連携事業関連	70,000 円	★ (70,000円)
その他(広告等)	_	556,000 円
小計	2, 499, 500 円	2, 499, 500 円
消費税	199, 960 円	199, 960 円
合計	2,699,460円	2,699,460円

★ (70,000 円): 上表は当該金額を加味して小計以降を計算 している(詳細は下記指摘事項参照。)

【指摘事項】見積書の内容確認について

向け、積極的な周知等を図り、浸透を図 っていく。

(主務課・室 観光スポーツ文化部スポー措置済み) ーツ推進課)

本件のように特殊な事情で実施する内 容については、今後は協議録等、内部的 な記録を残していくこととした。

(主務課・室 観光スポーツ文化部スポー措置済み ーツ推進課)

指摘後直ちに再発防止に向けて、全職 員に対し、課内会議等において本件につ いて周知徹底するとともに、各班長にお いて、決裁内容の確認を強化する等、課 全体でのチェック体制の強化を図った。

上表の変更後見積書における★ (70,000 円) と記載し た部分について、実際に株式会社レノファ山口から入手し た見積書で本来計上されていなければならない項目だが抜 け落ちており、小計以降が合致しない不備のある見積書と なっていた(株式会社レノファ山口の提出した見積書は表 面的には 2,429,500 円となるべきところ、2,499,500 円と なっていた)。

この点、見積内容に変更があった場合には変更前と変更 後を比較すれば何がいくらの金額で変更されたか、新たに 加わった項目や削除された項目は何であるかを明確に把握 することが出来るはずであり、通常は項目別の比較検討が なされるべきである。

以上より、見積書が変更された等があった場合にはまず は合計額の計算チェックを基本に変更内容を適切に把握す るチェック体制が必要である。

#### 【意見】事業評価指標の設定について

当事業については、スポーツの意識醸成・啓発をはじ め、トップスポーツクラブと連携したスポーツの魅力発信 や、総合型地域スポーツクラブの育成支援等、その内容が 多岐にわたるため、これらの幅広い取組を総合的に評価す る指標として、「やまぐち維新プラン」及び「山口県スポ ーツ推進計画」に定める「2022 年までに県民のスポーツ 実施率(週1回以上)65%」を目標値として設定してい

当事業が当初の事業目的を達成したか否かを判断するた めの評価指標及び目標値として、例えば、総合型地域スポ ーツクラブの会員数、山口県体育大会の各種別競技の参加 者数、トップスポーツクラブの観客数などを当事業の評価 指標に加えて事業評価を実施することも検討していただき たい。

## 4 スポーツイベント誘致開催事業

# 【意見】新たなスポーツイベント誘致について

中国山口駅伝競走大会については、平成31年1月をも って廃止となった。主催者の予算上の都合が主たる要因で あるとのことである。当大会は中国地方を対象とし、高校 生を含む多くの競技者が参加する大会であることから、県 民のスポーツに対する意識向上に寄与するものであったと 考えられる。

残念ながら当大会は廃止となってしまったが、県民のス ポーツに関する関心を高め、また、誘客という視点も含 め、県が後押しをする新たなスポーツイベントの誘致を可 能な限り早い時期に実現することが望まれる。

# 【意見】事業評価のための指標について

上記(1)ア(ウ)成果に記載したように県は、競技参 加者数を把握しており直近3年間の推移を見るとやや減少 傾向である。当事業の目的である「県民が「する」「観 る」「支える」スポーツの実践を促進する場を提供する」 という観点から言うと、「する」については県民の参加 者、「支える」についてはボランティアスタッフ数などを

(主務課・室 観光スポーツ文化部スポー措置済み ーツ推進課)

当事業が当初の事業目的を達成したか 否かを判断するための評価指標及び目標 値として、令和2年3月に総合型地域ス ポーツクラブの会員数等も評価指標に加 えた。

(主務課・室 観光スポーツ文化部スポー改善途中 ーツ推進課)

予算の確保や交通安全対策等の面で課 題はあるものの、スポーツイベントの誘 致開催は、スポーツ振興の観点から重要 であることから、中国山口駅伝競走大会 に代わる新たなスポーツイベントの誘致 に向けて、山口陸上競技協会等と研究を 進めているところ。

(主務課・室 観光スポーツ文化部スポ 措置済み ーツ推進課)

令和2年3月に、参加者数だけでな く、ボランティアスタッフ数等も事業の 指標として含めた。

# VII 観光スポーツ文化部 文化振興課

1 やまぐち文化プログラム推進事業

#### 1-1 本庁

#### 【意見】実行委員会の開催について

やまぐち文化プログラム実行委員会規約第9条によれ ば、実行委員会の会議は、会長が必要と認めたときに招集 し、事業の執行に関すること及び実行委員会の業務に関す る重要な事項に関することを決定する。

平成 30 年度は3回開催されているが、全て書面決議だ けである。前年度についても同様に書面決議だけである。 県担当者によれば、「当該実行委員会の事務局は文化振興 課内にあり、各事業において計画段階から実施段階まで事 務局が中心となり実行委員会構成員と顔を合わせた協議を 繰り返し実施しており、その結果として書面決議として整 理している」とのことだが、構成元の4者が実際に顔を合 わせて話し合うことで、相乗効果を発揮し、さらに良い事 業とすることができる部分もあると思われる。また専門委 員会担当者も加わればより良いのではと思われる。書面決 議のみではなく、できる限り実際に委員会を開催すること が望ましい。

## 【意見】スキルアップ支援について

次世代後継者育成として、若手芸術家等に対するスキル アップ支援が行われている。これは、県内の若手芸術家や 県内を拠点とする団体等に対し、研修・レッスン会費用、 旅費、講師謝金等を助成(上限 10 万円) するものであ

平成30年度の採択件数は16件、平成29年度は10件で ある。本取組自体は若手に限らず県内の芸術家や団体にと って力強い支援になっていると思われる。しかしながら、 採択内容を見てみると、県央の団体等が大部分を占めてお り、県東、県西の団体の採択は少なく、地域的に偏りが大 きいと思われる。周知は地域に偏りなく行われているが、 より情報発信を徹底して、県内全地域で文化の更なる振興 が図られることが望ましい。

# 1-2 ミュージアム・タウン・ヤマグチ実行委員会

### 【意見】単独随意契約について

「毛利敬親展コミュニケーションプロデュース業務」及 び「毛利敬親展展示造作業務」はともに過去の実績を理由 に単独随意契約を締結しているが、過去の実績があること で契約者を限定することは妥当ではなく、他に当該委託業 務を履行できる業者がいないと判断することはできないた め単独随意契約の理由としては不十分な記述である。

単独随意契約の理由について当事業の担当者へ質問をし たところ、以下の回答があった。

(主務課・室 観光スポーツ文化部文化 振興課)

今後も関係機関と連携するとともに、 機会を捉えて委員会を開催して効果的・ 効率的な事業を実施する。

また、コロナ禍にあっては、Web 会議 等代替的な措置も検討する。

(主務課・室 観光スポーツ文化部文化 措置済み 振興課)

令和2年度事業の実施に当たっては、 交付団体の広域化につながるよう、事業 者募集に係る情報発信の強化を図り、そ の結果、県下全域において事業が実施さ れた。

(主務課・室 観光スポーツ文化部文化 振興課)

単独随意契約を行う場合の業者選定理 由を詳細に記録するよう美術館・関係職 員に令和2年3月17日付の書面で周知し

改善涂中

美術館における広報業務においては、展覧会の趣旨や作品について深く理解しつつ、住空間から鑑賞空間(展示室)へといたる創客ライン(放送、WEB、印刷、市街空間、美術館内)を体系的に統括し、業務を実施することが、効率性・経済性を増大させるための必須条件であると思われる。また、当館においては、広報業務のコストパフォーマンス向上を考慮し、マスコミ各社とともに実行委員会を設立し、展覧会を開催することを常としている。そのため、その都度、当該テレビ局に一括プロデュースを委託し、経済性・効率性を追求することとしている。

会場造作についても、<作品保全>と<鑑賞環境の 快適さ>という相対立する要求を満たすための技術や 経験により、経済性・効率性が大きく左右されるとこ ろである。特に「毛利敬親展」は、重要文化財 30 点を 含む、200 点もの貴重な歴史資料を扱うなど、これまで にない高度な専門性・技術性等が必要であったことか ら、実績のある当該業者以外に、業務を履行できるも のは他にないと判断し、単独随意契約としたところで ある。

単独随意契約で締結する場合には、当該委託業者に決定した経緯を決裁書類に記載し、他に履行可能な業者がいないことが明確となるように特に業者選定理由を詳細に記載する必要がある。

#### 2 美術館企画展開催事業

#### 【意見】入館者数の目標と実績の差異について

「おいでませ山口観光振興計画」では、2県立美術館 (県立美術館、県立萩美術館・浦上記念館)の過去5年間 (平成28年度から令和2年度まで)の平均年間入館者数 25万人以上とする目標を設定している。平成28年度から 平成30年度までの3年間の平均年間入館者数は、20.8万人となっており令和元年度及び令和2年度で目標を達成するには過去3年間を相当上回る入館者数が必要となってくる。

当事業の担当者に各企画展の目標値の設定について質問したところ、「「おいでませ山口観光振興計画」に掲げる平均年間入館者数 25 万人は2県立美術館における企画展の入館者のほか、通常展やイベント入館者も含めた設定になっている。企画展の開催計画は4、5年前から進めており、開催内容の変更は困難であるが、集客のための広報や展示内容の検討を重ね、この入館者数の目標を達成するため、各企画展の目標入館者数を設定している」とのことであった。

平成30年度の各企画展の入館者数の目標値と実績値は以下のとおりである。

(主務課・室 観光スポーツ文化部文化 振興課)

令和元年11月に、文化振興課と美術館による運営会議を開催し、企画展の開催結果の分析や今後の企画展開催方針を確認した。

また、令和2年度に導入した事前予約 システムにより、来場者情報を分析の 上、効果的な広報や展示内容の検討を行い、集客につなげていく。 改善途中

企画展名	開催期間	入飢	<b>诸数</b>
正四茂石	用惟别间	目標値	実績値
浦沢直樹展	50 日間	55,000 人	26,558人
超絶技巧展	43 日間	42,300人	23,975 人
雲谷等顔展	47 日間	32,900 人	9,356人
扇の国、日本展	48 日間	38,440人	12,204 人
第72回山口県美術展覧会	14 日間	1,430人	4,508人

目標値を上回ったのは「第72回山口県美術展覧会」の みであった。他の企画展で目標値を下回った原因を分析し て今後開催される展示会に活かすことによって結果として 「おいでませ山口観光振興計画」の目標値を達成できるよ うにより一層集客のための広報や展示内容の検討を重ねて いただきたい。

## 3 萩美術館・浦上記念館企画展開催事業

## 【意見】目標値未達の原因分析について

「フランス宮廷の磁器 セーヴル、創造の300年」展及 び「彫金のわざと美山本晃の詩想と造形」展の開催実績 報告において、入館者数及び有料率について目標達成に至 らなかった原因について実行委員会が作成した開催実績報 告では主に外的要因(天候不順による客足減少)にあると 記載されているが、内的要因についても検討し、翌年度以 降の企画展に改善点等を反映することが望ましい。

## 【意見】展覧会用に制作した図録・目録について

各展覧会において図録・目録を制作し販売・寄贈を行う がそれでも余った場合には実行委員会から山口県へ寄附 し、山口県の財産として販売することとなっている。「彫 金のわざと美山本晃の詩想と造形」展において、図録・ 目録の制作数 700 部のうち 253 部が山口県へ寄付されてい る。山口県への寄付数が適正な水準かどうか検討し、制作 部数を検討することが望ましい。

#### 4 「山東のやきものを楽しむ」展開催事業

## 【意見】入館者数の目標と実績の差異について

会期中の入館者数の目標を6,000人としていたが、実績 は3,073人であり目標を大幅に下回っている。当事業は、 山東省との友好協定 35 周年を記念して開催されたもので あり、周年記念行事は、5年次にわたり開催されている。 25 周年、30 周年及び35 周年の入館者数の推移は以下のと おりである。

内容	入館者数
25 周年記念展「山東省石仏展」	6,224 人
30周年記念展「黄河と泰山」展	4,235人
35周年記念展「山東のやきものを楽しむ」展	3,073 人

入館者数は減少傾向となっている。県は、どのくらいの 県民が山口県と山東省が友好協定を締結していることを認 知しているかを把握し、まずは、山東省に関心を持っても

(主務課・室 観光スポーツ文化部文化 振興課)

令和2年度から来場者アンケートを実 施し、改善点を調査分析している。

(主務課・室 観光スポーツ文化部文化 振興課)

令和2年度から製作部数の適正化を図 った結果、県への寄付数は減少した。

(主務課・室 観光スポーツ文化部文化 措置済み 振興課)

令和2年度の企画展から国際交流員に よる広報も取り入れ、県の文化情報誌や 動画配信で紹介するなど、周知方法の見 直しを行った。

改善途中

らうためにも友好協定を締結していることを知ってもらう ことから始めるなど周知方法の見直しなども検討していた だきたい。

#### 【意見】図録の制作部数について

当展覧会では図録を700 冊制作しているが、実行委員会が作成した資料によると会期中に販売されたのが67 冊、萩美術館・浦上記念館での保管用が55 冊、寄贈されたのが326 冊、残数が252 冊となっている。残数は県に寄贈されるとのことである。

図録は貴重な資料であり、展覧会によって売れ行きも違うため制作部数の適正水準を定めることは難しいかもしれないが、県に寄贈されていく冊数が増えれば保管の手間や場所などのコストがかかることとなるため、例えば、県に寄贈されたもののうちどのくらいの割合で廃棄がされているのかなどを参考にして制作部数について検討していただきたい。

#### VⅢ 総合企画部 広報広聴課

1 維新やまぐち魅力発信事業

## 【指摘事項】業務委託の単独随意契約について

「メールマガジン編集・配信業務」の契約方法については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠として随意規約を締結しており、業者選定理由として「現在のデザイン・誌面構成が高評価であることから、これを継続することとし、当該デザイン等を提案した現在の委託業者を、当該業務の委託先として選定した」として単独随意契約としている。

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号が適当であるか否かは、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるかどうかで判断すべきであるが、業務内容及び業者選定理由の記載からは履行不可能であるとは判断できず、単独随意契約の理由としては不適切である。現在のデザイン・誌面構成について現在のデザイン・誌面構成が高評価であることをもって契約者を限定するべきではない。地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号を根拠とする場合は、当該業務委託(メールマガジン編集・配信業務)を履行可能な業者が他にいないことを明確に示す必要がある。

#### 【意見】当事業の業績評価指標及び目標値について

当事業が当初の目的を達成したのかどうかを判断する指標及び目標値が設定されていない。インターネットによる双方向型情報発信事業ではメールマガジンの登録者数が把握されているが目標値は設定されていない。事業の有効性を判断する基準となるような目標値を設定することが望ましい。

業務委託については仕様書に記載された指標と数値を目標値として活用することができるが、「山口県県外メディアへの売り込み強化業務」では、上記(1)ア(ウ)成果に記載したようにメディア掲出実績について仕様書記載件数と実績件数を比較すると雑誌については、実績件数が仕

(主務課・室 観光スポーツ文化部文化 振興課)

令和2年度から製作部数の適正化を図った結果、県への寄付数は減少した。

(主務課・室 総合企画部広報広聴課)

維新やまぐち魅力発信事業は、令和元年度に既に廃止済であるが、類似の戦略的情報発信推進事業の令和2年度契約において、単独随意契約における業者選定理由を詳細に記載し、その業者でないと契約の目的が達せられない理由を明確にした。

措置済み

措置済み

(主務課・室 総合企画部広報広聴課)

維新やまぐち魅力発信事業は、令和元年度に既に廃止済であるが、類似の戦略的情報発信推進事業において、意見の趣旨を踏まえ、検査調書に合否判断の理由を明確に記載するよう改善を行うこととする。

また、メールマガジン登録者数の目標値を設定し、事業の有効性を判断する基準とする。

改善途中

様書記載件数を下回っている。仕様書記載件数は、業務設計段階で期待された効果を発揮するために必要と考えて設定した件数と考えられるため、実績件数が仕様書記載件数を下回るということは、雑誌について当初期待した効果を発揮してないのではないかと考えられる。検査調書に合格と記載するだけではなく仕様書記載件数に達しなかった雑誌についてどのように有効と判断したのか、検査調書に記載することも検討すべきである。

#### 【意見】他の課の類似の事業との連携について

当事業の「山口県県外メディアへの売り込み強化業務」では、「山口県の観光や農林水産物をはじめとする県産品、地域商社や地域商社関係商品、移住などの県の先進的な取組など」を情報発信するとのことであるが、観光については観光プロモーション推進室が実施する「観光プロモーション力強化事業」「やまぐち情報発信事業」、農林水産物をはじめとする県産品、地域商社や地域商社関係商品については、商政課が実施する「やまぐち県産品売込強化事業」、ぶちうまやまぐち推進課が実施する「ぶちうま!維新推進事業」などとも連携を取り、効果が分散していないか、重複して効率が悪くなっていないかといった視点で複数の類似の事業について事業内容を精査し、効果的かつ効率的な施策を実施するように各課が横の連携を取っていくことが望ましい。

#### IX 総合企画部 中山間地域づくり推進課

1 体感やまぐち地域滞在型交流促進事業

【意見】業務委託仕様書と異なる業務の実施方法について 県は、地域滞在型交流促進セミナー開催に係る業務を委 託している。委託契約書に業務内容及び実施方法について は「別添「業務委託仕様書」のとおり」と記載されてお り、業務委託仕様書には「県内3地域でセミナーを実施す ること」と記載されているが、実際には山口県セミナーパ ークで3回(同一地域で3回)のセミナーが実施されている。

契約後に県と委託業者で協議の上、同一地域で3回のセミナーを実施することとしたとのことであるが、当該委託業務の入札は公募型プロポーザル方式を採用しており、応募する側は仕様書を基準に応募するか否かを判断すると考えられることから仕様書と異なる実施方法を認めるのであればその旨を仕様書に記載すべきである。

#### 【意見】公募型プロポーザル方式の1者応募について

地域滞在型交流促進セミナー開催に係る業務は、公募型 プロポーザル方式を採用しているが応募者は1者のみであった。応募者は1者のみであったが、競争入札等審査会で 審査を実施して当該1者を委託業者として選定している。

応募者が1者であった場合、プロポーザル方式を採用していたとしても競争性が確保できないため複数の応募者を確保できるように応募者が1者であった原因を分析して今後の公募型プロポーザル方式の応募に活かすようにすべきである。また、応募者が1者であった場合は最低限の点数

(主務課・室 総合企画部広報広聴課)

維新やまぐち魅力発信事業は、令和元年度に既に廃止済であるが、類似の戦略的情報発信推進事業において、意見の趣旨を踏まえ、効果的・効率的な情報発信に向け、発信方法等について、月例会議において、関係課も含めて協議を行い、連携を図った。

(主務課・室 総合企画部中山間地域づ

令和2年度からは、仕様書と異なる実施方法を認める場合は、その旨を仕様書に記載し、応募者の企画提案を求めることとした。

くり推進課)

(主務課・室 総合企画部中山間地域づくり推進課)

令和2年度からは、複数の応募者となるよう、公募期間を長くとるとともに、 周知に努めた。また、審査基準を見直 し、「60%を超える合計点を得た者」と いう最低基準を設け、委託業者を選定することとした。 措置済み

措置済み

を決めるなどして委託業者の品質を一定以上のものとする ことも検討すべきである。

【意見】地域滞在型交流促進セミナーの参加者数について 地域滞在型交流促進セミナーは、平成30年度に3回開 催されており、各回 40 名程度募集しているが、各回のテ ーマ及び参加者数内訳は以下のとおりである。

#### ○テーマ

0 /	
第1回	徳島県吉野川市美郷地区の取り組み
	~体験プログラムと梅酒まつりの取組~
第2回	高知県幡多郡三原村の取り組み
	~どぶろくの特区の産品と民泊を絡めた取組~
第3回	愛媛県喜多郡内子町のグリーンツーリズム
	~内子ツーリズ確立と内子夢わいん~

## ○参加者数

区分	第1回	第2回	第3回
行政関連	10名	12名	14名
観光関連団体	4名	3名	8名
学校関連	2名	0名	0名
企業	2名	2名	4名
個人	3名	0名	2名
当日参加	1名	1名	3名
合計	22名	18名	31名

各回の参加者は募集人数を下回っており、参加者に占め る割合は行政関連が最も多くなっている。40 名程度の募 集は業務委託仕様書にも記載されており、当該委託事業の 目的を達成するためには 40 名程度の方に参加していただ くことが必要との判断のもとに業務委託仕様書に記載して いるものと思われる。特に行政関連以外の県民の方に積極 的にご参加いただけるように周知方法、開催場所・時期、 テーマの見直しなどを検討すべきである。

#### 【意見】負担金の効果測定について

県は、負担金の支出先である「やまぐち元気! むらまち 交流推進協議会」の総会資料を入手して事業実績等を確認 している。総会資料には「魅力向上・受入体制強化研修」 「受入体制づくり支援アドバイザーの派遣」について開催 日、概要、参加者数などがまとめて記載されている。

前年度の総会資料には平成30年度の計画として「魅力 向上・受入体制強化研修」については「年3回程度」「う ち1回は1泊2日型の実践研修を実施」と記載されており 「受入体制づくり支援アドバイザーの派遣」については 「年間2地域」派遣すると記載されている。

前年度の総会資料の計画は、負担金の効果測定のための 指標及び目標値として活用することができるが、指標が活 動指標となっている。研修については例えば参加者数を指 標に加えることも検討していただきたい。

(主務課・室 総合企画部中山間地域づ 措置済み くり推進課)

令和2年度からは、より多くの方の興 味関心をひくセミナーとなるよう、テー マの設定を見直した。また、市町や関係 団体の協力を得て、チラシの配布や事業 の周知を行い、参加者の増加に努めてい

(主務課・室 総合企画部中山間地域づ 措置済み くり推進課)

令和2年度の総会資料から、研修につ いては、研修会の回数の他に、研修の参 加者数を追加した。

#### X 商工労働部 商政課

1 やまぐち県産品売込強化事業

【指摘事項】業務委託先の選定について

当事業においては、地域商社やまぐち株式会社の設立の 経緯が踏まえられ、業務委託先が単独随意契約によって選 定され契約が締結されている。当事業の目的の中では、新 たに関係機関・団体と連携した取組により、県産品の売り 込み強化を図る旨も含まれており、取扱商品等のプロモー ションなどの業務内容に鑑みれば、地域商社やまぐち株式 会社の設立経緯があるものの、他の業者も選定候補として 検討されてもおかしくないと考えられる。

業務委託に際しては、類似する他の事業で実施されている業務委託の状況も踏まえ、安易に随意契約とせずに、選定時において他の委託先も候補として検討されるべきである。

【意見】商品開発補助金に係る交付事務の点検について

山口県版地域商社支援業務に係る委託費の中には、商品 開発補助金が含まれている。当該補助金については、委託 契約書と併せて作成されている山口版地域商社支援業務仕 様書にその記載があるほか、地域商社やまぐち新商品開発 補助金交付要綱が作成されている。また、補助金の額の確 定に際しては、業務委託に係る決裁とは別に、「商品開発 補助金交付事務に係る業務」の額の確定について決裁が行 われている。

他方、商品開発補助金は、補助金交付事務を受託している株式会社YMFG ZONEプランニングが地域商社やまぐち新商品開発補助金交付要綱に従って交付事務を行っており、また県担当者も補助金申請・交付に関する資料に目を通しているとのことであったが、県が直接補助金を交付する場合に作成される「補助金等の交付事務に係るチェックシート」は作成されていなかった。

「委託費」として間接的に補助対象事業者へ支出されている商品開発補助金も、県から直接交付される補助金と実質は同じであることから、他の補助金と同様に「補助金等の交付事務に係るチェックシート」を作成し、補助金等の交付事務の点検を行うことが望ましい。

【意見】類似する他の事業との連携又は統合について

当事業は、地域商社の商品開発や認知度の向上を重点とした商社への側面支援を行うとともに、新たに関係機関・団体と連携した取組により、県産品の売り込み強化を図ることを目的として実施されている。

他方、山口県産農林水産物を活かした魅力ある新商品の開発や商品力向上に向けた取組みを支援し、農林漁業者等の所得向上や地域の雇用創出を図ることを目的とした「やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業」、本県農林水産物や加工品における地産・地消の推進と国内外に向けた販路拡大・需要拡大対策を実施する「ぶちうま!維新推進事業」、山口県東京観光物産センター「おいでませ山口館」を拠点に県産品等のPRや販路の拡大を図る「やまぐち特産品販売戦略強化事業」が別にある。

これらの事業には新商品の開発や販路拡大の取組支援が

(主務課・室 商工労働部商政課)

他の委託先を候補先とする等、業者選定方法の見直しを検討する。

改善涂中

(主務課・室 商工労働部商政課)

委託先の株式会社YMFG ZONE プランニングにおいて、令和元年10月以 降の交付決定及び額の確定の際には、

「補助金等の交付事務に係るチェックシート」の作成を行った。

措置済み

(主務課・室 商工労働部商政課)

令和元年度に構築した新たな体制である「オールやまぐち!県産品売り込み体制構築事業」では、県物産協会、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会、やまぐち6次産業化・農商工連携推進協議会などを構成員とし、関係団体等との連携を強化した。

含まれていることから、重複している領域については連携 又は統合により、より効果的かつ効率的に事業が実施され ることが望ましい。

【意見】地域商社の売上額目標と実績の乖離について

県は、地域商社の売上額を当事業の成果指標の1つとし ており、各年度の目標値も設定している。平成 29 年度の 目標値は30,000千円で実績値は3,440千円、平成30年度 の目標値は 100,000 千円で実績値は 54,808 千円といずれ も実績値が目標値を大幅に下回っている。売上金額を指標 とするならば当事業は効果を発揮しているとは言い難い。 今後も目標と実績が乖離する状況が続くならば当事業を現 在の形で継続していくかどうかも含めて当事業の将来の在 り方について検討する必要がある。

XI 商工労働部 経営金融課

1 おいでませ山口観光振興資金(中小企業制度融資) 【意見】利用実績について

「おいでませ山口観光振興資金」は、平成28年度から 中小企業制度融資のメニューに加わったものであり、平成 28 年度は 27 件の利用があったが、平成 29 年度は 2件、 平成30年度は利用実績がなかった。県の担当者によると 最近の低金利で事業者が中小企業制度融資を利用すること なく金融機関から低利率で融資を受けることができるた め、「おいでませ山口観光振興資金」を利用する事業者が 減少しているとのことであった。

今後も利用増加に向けて取り組むとともに、低利用の状 況が継続するようであれば、設計(利率など)の見直しな どを検討していただきたい。

【意見】山口県中小企業制度融資説明会の出席者数について 山口県中小企業制度融資説明会の出席者数は、平成28 年度 152 名、平成 29 年度 118 名、平成 30 年度 103 名と 年々減少している。

出席者が減少しているのは、最近の低金利で中小企業制 度融資に対する関心が薄れているためとも考えられるが、 県制度融資の利用促進の観点からすると、特に、中小企業 者に接する機会が多い金融機関や商工団体の出席者増加が 望まれるところである。取扱金融機関、商工団体等に参加 を呼びかけ、県制度融資の利用促進に向け、より一層の連 携を図ることが望ましい。

Ⅲ 農林水産部 ぶちうまやまぐち推進課

1 ぶちうま!維新推進事業

【指摘事項】委託業務の範囲及び補助金交付対象の範囲の明 確化について

当事業において、「ぶちうま!維新推進事業に係る海外 プロモーション推進業務」がやまぐちの農林水産物需要拡 大協議会に委託されていた。委託契約書別添の仕様書によ れば、委託内容は、(1)県産水産物の販路開拓、(2) 「やまぐちフェア」の開催、(3) その他海外における県 | 付対象の範囲を明確にする。

(主務課・室 商工労働部商政課)

平成29年度及び平成30年度は実績値 が目標値を下回ったが、令和元年度は、 目標値は 150,000 千円に対し、実績値は 159,792 千円であり、事業に十分な効果 があると考えられることから、当該事業 を継続することとした。

(主務課・室 商工労働部経営金融課)

意見のあった「おいでませ山口観光振 興資金 について、監査対象年(平成30 年度) は利用実績0件であったが、取組 みを行った結果、令和元年度は、3件、 融資額5,500万円の利用実績があった。

(主務課・室 商工労働部経営金融課) 定期的(年3回程度:2、6、9月) に金融機関本部に出向き、意見・情報交 換を行っているが、新たな対応として、 毎年4月に県内6会場で開催している制 度融資説明会への積極的な参加を依頼す ることとした。

(主務課・室 農林水産部ぶちうまやま ぐち推進課)

本業務委託及び補助金交付対象の事業 は平成30年度にすでに終了しているが、 今後、同様の委託契約及び補助事務を行 う際には、委託業務の範囲及び補助金交 措置済み

措置済み

措置済み

産農林水産物等のPR、となっている。また、「平成30 年度事業実績報告書」によれば、主な取組内容の中に「東 アジアに向けた販路開拓」及び「ぶちうま海外おまとめ発 送(県版エクスポーター)による輸出促進」が含まれてい

一方で、「ぶちうま!維新推進事業補助金」の大半に当 たる 45,985,000 円がやまぐちの農林水産物需要拡大協議 会に交付されていた。流通対策等事業補助金交付要綱によ れば、「ぶちうま!維新推進事業」に係る補助対象経費 は、『やまぐちの農林水産物需要拡大協議会及び地域協議 会が行う県産農林水産物等の需要拡大のため、本県の魅力 ある農林水産物や加工品の情報発信を戦略的に展開すると ともに、「需要拡大による生産意欲向上・精算拡大の好循 環」を生む新たな需給連携による流通体制を構築し、地 産・地消の着実な推進や、国内外に向けた販路拡大・需要 拡大対策を図るために要する経費』とあり、補助率は補助 対象経費の2分の1以内と定められている。また、「平成 30 年度ぶちうま!維新推進事業補助金実績報告書」によ れば、「ぶちうま!維新による新たな消費拡大」中の「輸 出拡大に向けた販路開拓【海外】」の中に「東アジアに向 けた販路開拓」及び「ぶちうま海外おまとめ発送(県版工 クスポーター)による輸出促進」が含まれていた。

上記の委託契約の内容、補助金交付要綱の内容及び実績 報告の記載で全く同一の記載があることから判断すると、 委託業務中の「海外における県産農林水産物等のPR」の 部分と、補助対象事業中の「国内外に向けた販路拡大・需 要拡大対策を図るために要する経費」のうちの国外向けの 部分について、対象となる業務が重複しているのではない かとの疑念が生じる。担当課によれば、重複した経費執行 がないよう務めているとのことであるが、本来県の業務に 当たる委託業務の内容に対して補助金を支出していると思 われても仕方がない状況にある。委託業務の範囲及び補助 金交付対象の範囲をより明確に示すべきである。

#### 【意見】施策成果目標となる指標の設定について

現状設定されている成果指標は、数量が指標として採用 されている。当該指標はわかりやすい指標ではあるもの の、効果の測定という観点からは、特に経済的効果という 点で効果を把握しづらいと言える。経済的効果という点で は、たとえば地産・地消推進拠点における販売額の増加額 といった指標の方がより経済的効果が明確になるものと考 えられる。

事業に関連する成果指標として、数量のみならず金額に 関連する指標の追加なども検討していただきたい。

#### 2 やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業

【指摘事項】再委託業務に係る実績報告の検査について

「やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業」に係る委 託契約においては、委託業務の一部である商品力向上支援 に係る業務が直接の委託先である公益財団法人やまぐち農 林振興公社(以下「公社」という)から山口県商工会連合 会(以下「連合会」という)に再委託されていた。

再委託された業務については、連合会から公社宛に実績 | 完了検査においては、委託先及び再委託 |

(主務課・室 農林水産部ぶちうまやま 改善途中 ぐち推進課)

金額に関連する指標については、その 時々の市況など予測できない変動要因が 多く介在し、直ちに明確な指標を設定す ることは困難であるため、今後、適切な 指標の設定を検討してまいりたい。

(主務課・室 農林水産部ぶちうまやま ぐち推進課)

本業務は、平成31年度以降、県から山 口県商工会連合会へ直接委託することと した。

指摘の趣旨を踏まえ、令和2年3月の

報告書が提出され、公社の担当者が検査を実施し、当該業 務については合格とされていた。しかし、当該実績報告書 を閲覧したところ、実績報告書中の「業務に要した経費」 の実績額は全て千円未満の3桁が零(0)となっているラ ウンド数字であった。県の担当者に質問したところ、予算 額が実績資料として添付されていたことが判明した。 委託先での再委託業務に係る検査に際して、実績金額が証 憑書類等と照合されていないと考えられ、検査の実効性に 疑義がある。また、再委託金額に疑義が生じると、間接的 に直接委託先に対する委託金額の妥当性にも疑義が生じる こととなる。

再委託が生じる場合には、再委託先の実績についても精 緻に検査を実施すべきである。

先からの実績報告・補助簿・証拠書類の 確認を複数人の検査体制で入念に行っ

#### 【指摘事項】委託業務の範囲及び委託先の選定について

「やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業」に係る委 託契約においては、委託業務の一部である商品力向上支援 に係る業務が直接の委託先である公益財団法人やまぐち農 林振興公社(以下「公社」という)から山口県商工会連合 会(以下「連合会」という)に再委託されていた。公社か ら連合会への再委託は複数事業年度にわたって継続して実 施されていた。

同一の委託先から同一の再委託先へ複数事業年度にわた って継続して再委託されている状況は、直接の委託先に対 する委託業務の範囲が適切ではないと考えられる。また、 再委託が実施されると、委託される業務の内容について目 が行き届きにくくなると考えられる。

したがって、同一の委託先から同一の再委託先への再委 託される状況が継続する場合には、再委託されている業務 を直接の委託先に対する委託業務の範囲から除くととも に、再委託先へ業務を直接委託する方が合理的であること から、委託業務の範囲及び委託先の選定を再考すべきであ

なお、令和元年度においては、従来再委託されていた業 務が連合会へ直接委託されている。

#### 【意見】施策成果目標となる指標の設定について

当事業においては、支援先事業者等の新規取引件数(累 計)が成果指標として設定されている。当該指標はわかり やすい指標ではあるものの、効果の測定という観点から は、特に経済的効果という点で効果を把握しづらいと言え る。経済的効果という点では、たとえば支援先事業者等の 支援対象に関連する売上高の増加額といった指標の方がよ り経済的効果が明確になるものと考えられる。

ぶちうまやまぐち推進課では、県単独の補助制度を活用 して開発した商品の販売実績を集計していることから、支 援対象に関連する売上高の増加額といった効果測定の把握 も可能である。

事業に関連する成果指標として、数量のみならず金額に 関連する指標の追加なども検討していただきたい。

(主務課・室 農林水産部ぶちうまやま ぐち推進課)

本業務は、平成31年度以降、県から山 口県商工会連合会へ直接委託することと

指摘の趣旨を踏まえ、委託業務の範囲 及び委託先の選定の検討を十分行うとと もに、今後、委託先から再委託の承認を 求められた場合には、再委託先の選定及 び再委託業務の内容並びに執行につい て、一層適切な指導を行うこととした。

(主務課・室 農林水産部ぶちうまやま ぐち推進課)

現行の「やまぐち維新プラン」及び 「農林水産業成長産業化行動計画」の期 間中は、プラン等で定めた指標に対する 実績により効果を検証し、併せて、本事 業の評価を、単県事業で支援した事業者 の売上高や出展した商談会の商談成立実 績等により効果を検証している。

意見の趣旨を踏まえ、次期プラン等策 定時には、成果指標として、金額に関連 する指標の追加など検討したい。

(主務課・室 農林水産部ぶちうまやま 措置済み

改善涂中

措置済み

【意見】当初予算額と決算額の乖離について

上記(1) イに記載したように平成28、29、30年度の くち推進課) 当初予算額と決算額が1億円以上乖離している。

県の担当者によると、当初予算額と決算額に乖離が生じ ているのは、国の認定を受けた事業者等が取り組む施設・ 機器整備等の実施実績がなく、施設等に係る補助金額が生 じなかったことによるものとのことであるが、毎年度1億 円以上の乖離が生じており、予算を取りすぎている状態が 続いている。事業実績のない事業の存続の検討などを踏ま え予算額が適切かどうか再考することが望まれる。

意見の趣旨を踏まえ、引き続き、国、 公益財団法人やまぐち農林振興公社、事 業者等関係者と連携し、情報収集・共有 を密にしながら、予算活用の可能性があ る事業者に対して複数回面談を実施する ことで精度を向上し、予算措置してい る。

# 平成 15 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その1)(その2)

# 1 包括外部監査の特定事件

(その3) 財政的援助団体等の財務事務及び事業の管理

# 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監 査 結 果	措置の内容	措置状況
包括外部監査結果報告書(その3) 第3 山口県漁業信用基金協会 4 外部監査の結果 (1) 重要な指摘事項 ア 経済性及び効率性について 本来の保証債務の担保たる資金が有効に活かされて いないし、今後もこのままの状態が続くと考えられる ので、基金協会の運営について検討する時期に来てい るのではないかと考える。	4月1日に全国漁業信用基金協会と合併	措置済み
(2) 外部監査の個別事項の結果 ウ 資金の状況について (ア) 預金及び有価証券が生じた原因 出資金が漁業近代化資金及び一般資金の、両資金 合わせて約12億円(県の出資金は5.3億円)ある が、計算上は出資金がゼロでも現状の保証業務には 何ら支障がなく、基金協会の保証債務の額を増大さ せるという出資目的には合理性がないと言わざるを 得ない。	(主務課・室 農林水産部ぶちうまやまぐち推進課) 山口県漁業信用基金協会は、平成31年4月1日に全国漁業信用基金協会と合併したが、今後、団体に出資を行う際は、出資額の適正性について十分に検討を行う。	措置済み

# 平成21年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

## 1 包括外部監査の特定事件

県の管理する土地及び建物に関する財務事務の執行等並びに過去の包括外部監査結果に係る措置状況(土地及び建物の 管理に関連するものに限る。)について

## 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監 査 結 果	措置の内容	措置状況
第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見 1 総括意見 (5) 職員駐車場の有料化 エ 出先機関における職員駐車場有料化の必要性 (イ)分析結果の要約及び改善案 山口県の場合には、出先機関と本庁を比較して も、交通の利便性等に違いがないことから、出先機 関も本庁と同様に、段階的に有料化を進めることを 検討する必要があると考える。 【意見】	(主務課・室 総務部管財課) 出先機関における職員駐車場有料化について、平成29年11月に山口県職員労働組合に見直し案を提案し、その後、交渉を継続してきた結果、令和2年1月末に交渉が妥結に至り、令和2年5月1日から、総合(合同)庁舎(一部、総合庁舎駐車場を一体的に利用する所属を含む)について有料化を行った。	措置済み

# 平成22年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

# 1 包括外部監査の特定事件

県の保有する金融資産の管理及びそれに関連する過去の包括外部監査に係る措置状況について

# 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監 査 結 果	措置の内容	措置状況
(ア) 県による有効性評価 当該出資目的について定量評価は行われていな 山口 い。 4月1 しかし、県として多額の出資を継続する以上、出 資額に見合う効果を県民に説明する責任があり、 は、出	課・室 農林水産部ぶちうまや 推進課) 県漁業信用基金協会は、平成31年 日に全国漁業信用基金協会と合併 、今後、団体に出資を行った際 資法人の活動実績を踏まえ、出資 性を適切に判断していく。	措置済み

# 平成26年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

# 1 包括外部監査の特定事件

山口県における外郭団体の財務事務の執行について

# 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
第3章 外郭団体の財務に関する事務の執行について 第2 監査の結果及び意見の個別的事項 11 山口県漁業信用基金協会 (2) 指摘事項及び意見 ① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について 才 情報公開について 才 情報公開について 文書による事業報告書等はすべて情報開示がなされているが、インターネットでの情報公開はすべてなされていない。県民に対する積極的な情報公開のためにも、インターネットでの開示が望まれる。 又、県は所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。 【意見】	(主務課・室 農林水産部ぶちうまやまぐち推進課) 山口県漁業信用基金協会は、平成31年4月1日に全国漁業信用基金協会と合併しているが、外郭団体に対しては、インターネットによる適切な情報公開を求める。	措置済み

# 平成27年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

# 1 包括外部監査の特定事件

山口県における環境対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について

# 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監 査 結 果	措置の内容	措置状況
第3章 環境対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について 第2 監査の結果及び意見の個別的事項 VI 環境に関する人づくり・地域づくりの推進 3 やまぐち自然環境学習推進事業 (3) 指摘事項及び意見 ② 自然解説指導員のマニュアル作成、研修実施について 自然解説指導員はビジターセンターの来館者等に対して自然解説指導業務を行うが、業務マニュアルなどは作成されておらず、研修も実施されていない。前任者から業務内容の引継ぎを受けているとのことであるが、来館者等にある一定のレベルの解説指導をおこなうためには業務マニュアルなどを作成し、業務マニュアルを使用した研修を実施すべきである。 【意見】	(主務課・室 環境生活部自然保護課) 令和2年1月に環境学習のマニュアル として、「こども環境学習プログラム」 を配布・説明した。また、自然解説指導 員の研修の場として、環境学習推進セン ターが例年実施している環境学習指導員 講習会に参加できる体制を整えた。	措置済み

# 平成29年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

# 1 包括外部監査の特定事件

教育の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

# 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監 査 結 果	措置の内容	措置状況
第4 外部監査の結果及び意見(各事業別)  III 教育庁 義務教育課 1 学習指導要領趣旨徹底事業 【意見】成果と推進指標との連携について(有効性) 英語教育強化地域拠点事業においては、山口県立光高等学校、光市立室積中学校について、英検 IBA 調査に基づく中学3年生及び高校3年生の英検3級以上相当の割合を、山口県全体での割合及び全国での割合と比較する形で把握している。英検3級以上には英検準2級や英検2級の合格者も含まれているが、英検の級ごとに実績の集計及び活用までは実施されていない。また、外部専門機関と連携した英語指導力向上事業においては、求められる英語力を有する英語担当教員の割合や求められる英語力を有する生徒の割合が把握されている。他方、山口県教育委員会が定めている「50の主な推進指標」の中には、「英検2級・準2級を受験した高校生の数」、「英検2級・準2級に合格した高校生の数」という指標が設けられている。 内容が類似する実績や指標があるのであれば、各実績や指標が整合するように成果・実績の集計や活用並びに指標の設定または管理を行うべきである。	(主務課・室 教育庁義務教育課) 英語教育強化地域拠点事業における実績や指標については、平成29年度で廃止した。 また、「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」から、平成31年度より名称変更した「生徒の発信力強化のための英語指導力向上事業」において、児童生徒に係る達成目標を、県教委の「50の主な推進指標」と一致させた。	措置済み
VII 教育庁 学校安全・体育課 9 全国高等学校体育大会派遣費 【指摘事項】負担金補助金及び交付金以外の決算額について(経済性・効率性) 負担金補助金及び交付金以外の決算額については、平成26年度及び平成27年度は40万円台で推移していたが、平成28年度は3,267千円に増加している。学校安全・体育課の経費をいずれかの事業に紐付けなければならない関係上、結果として全国高等学校体育大会派遣費の決算額について学校体育関係の費用が計上されており適切ではない。事業に関連する経費のみを計上すべきである。	(主務課・室 教育庁学校安全・体育課) 令和元年度決算において、事業に関連する経費のみを適切に計上している。	措置済み

# 平成30年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

# 1 包括外部監査の特定事件

子ども・子育て支援に関する施策に係る財務事務の執行について

## 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

Et * 4+ E	# 異 の 中 宗	1#空小2
監 査 結 果 	措置の内容	措置状況
第4 外部監査の結果及び意見(各事業別) II 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課 3 児童委員活動費 【意見】委員充足率について 民生委員・児童委員の定数は 3,072 人で委嘱者数は 3,022 人となっている(充足率98.4%)。 昨今の複雑な課題の顕在化・深刻化により、負担感も増しており、民生委員・児童委員の担い手不足の問題はますます大きくなると思われるが、民生委員・児童委員は地域住民の支援という重要な役割を果たす存在であることから、負担軽減策も含め充足率の向上に努める必要がある。	(主務課・室 健康福祉部こども・子育 て応援局 こども家庭課) 令和元年度の委員改選時において、年 齢要件を、地区担当民生委員・児童委員 は75歳未満から80歳未満に、主任児童 委員は60歳未満から65歳未満にそれぞ れ引き上げるとともに、市町の実情等に 基づき、委員定数を増やす等、充足率の 向上に努めた。	措置済み
4 主任児童委員研修事業 【意見】主任児童委員研修について 本事業は、平成28 年度までは社会福祉法人山口県社会福祉協議会が受託し、研修を行っていたが、平成29 年度は県の事業として研修会を開催している。 一方、県は民生委員・児童委員研修実施業務として山口県民生委員児童委員協議会と業務委託契約を交わし、民生委員・児童委員を対象に研修を行っている。こちらの研修は民生委員・児童委員に就任して3年未満の者と3年以上の者と対象者を分けて開催しているが、3年以上の者を対象とした研修は、平成29年9月19日に開催されている。県の主任児童委員研修の対象は児童委員及び主任児童委員で平成29年9月26日に開催されている。対象者がほぼ同じ研修を短期間の間に開催しているため参加者にとっても負担になると考えられる。今後は、開催時期を事前に調整するなど、参加者の負担を軽減する方策を検討すべきである。	(主務課・室 健康福祉部こども・子育 て応援局 こども家庭課) 令和2年度は、民生委員・児童委員を 対象とした研修を6月~10月の間に開催 し、主任児童委員研修は11月以降の開催 とした。 今後も、両研修の開催時期を事前に調 整し、参加者の負担軽減を図る。	措置済み
6 ひとり親家庭等就業支援強化事業 【意見】就業支援相談員の募集条件について 就業支援事業における就業相談は、家庭の状況、職業 訓練の必要性等就業に関する指導・助言をはじめ巡回相談 や就業促進活動を行うこととされている。一方で当該相談 員はハローワークにおいてその募集が行われており、募集 条件として「電話相談業務経験者(男女不問)」とされて いるとのことである。 上記のような相談業務は一般的な相談業務とは言え ず、個別案件ごとに相応の専門的知識も要求されると考え	(主務課・室 健康福祉部こども・子育 て応援局 こども家庭課) 相談員の募集要件については、令和2 年1月の求人募集から、「相談業務経 験」に加え「就業支援」「ひとり親家庭 支援」「生活困窮者支援」「福祉関係業 務」等、いずれかの経験を有する者とし ている。	措置済み

られることからすると相談員の条件としては十分性を欠く

表現となっているのではないかと思われる。従って、就業 支援に関連する業務の経験を有する者等、もう少し条件を 加重して相談員を募集することを検討する必要がある。

## 9 ひとり親家庭自立支援給付金事業

【意見】自立支援教育訓練給付金の周知の徹底について 自立支援教育訓練給付金について過去3年間(平成27 ~29 年度) の利用実績はゼロである。

自立支援教育訓練給付金について、以前は雇用保険の 給付制度である教育訓練給付金と併用ができなかったが、 現在は併用できるようになっている。しかし、以前の認識 がまだあるためが利用者がいない状況である。町の制度案 内の状況を確認するため、町の制度案内パンフレットを見 ると、高等職業訓練促進給付金の内容は記載されていた が、自立支援教育訓練給付金の記載はなく、周知がいきわ たっていない可能性がある。

県内の町(周防大島町除く)と連携を図り制度案内の パンフレットに自立支援教育訓練給付金を記載するなど町 民に周知を図る必要がある。

#### 11 ひとり親家庭等日常生活支援事業

【指摘事項】実績報告書の収支内訳と委託先の決算書との 整合性について

一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会から提出を受 けた実績報告書の記載の一項目である「ひとり親家庭等日 常生活支援事業の収支内訳」の支出科目の「その他」に一 般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会の決算書の「日常生 活」事業に係る費用のうちの給料手当その他の費用の金額 が含まれており、提出を受けた収支内訳の支出科目と委託 先の決算書上の費用科目との整合性が確認しづらい状況と なっていた。

実績報告書に記載する収支内訳は委託先の決算書との 整合性を確認しやすくするよう工夫すべきである。

【意見】家庭生活支援員に対する派遣手当の金額について 現状において、家庭生活支援員に対する派遣手当の金

額は、国が負担する補助金額の基準額と同額となるように 単価が決められている。当該手当は「給与」ではなく「報 酬」として扱われているが、子育て支援に係る平日の手当 (交通費含む)は1時間当たり740円~となっており、山 口県における最低賃金(平成29年10月~:777円、平成 30 年 10 月~:802 円)の単価を下回る水準となってい る。

家庭生活支援員に対する派遣手当の単価を改定するこ とも検討すべきである。

#### IV 健康福祉部 医療政策課

## 4 小児医療対策事業

【意見】小児救急医療啓発事業の委託契約期間について

小児救急医療啓発事業について(一社)山口県医師会 と業務委託契約を平成29年7月13日に締結しており、 契約書における委託期間(第3条)は平成 29 年7月 13 日から平成30年3月31日までと規定されている。一 方、当該啓発事業の初回開催日が平成29年7月13日で る。

(主務課・室 健康福祉部こども・子育 て応援局 こども家庭課)

県健康福祉センターや県内の町(周防 大島町を除く) と連携を図り、制度案内 のパンフレットに自立支援教育訓練給付 金を記載することに加え、町の広報誌に 掲載依頼を行い、令和元年11月から掲載 されている。

(主務課・室 健康福祉部こども・子育 て応援局 こども家庭課)

平成31年3月の実績報告提出時から、 実績報告書の収支内訳の支出項目と決算 書上の費用科目を一致させ、整合性を確 認しやすくしている。

(主務課・室 健康福祉部 こども・子育 ┃ 措置済み て応援局 こども家庭課)

令和2年4月以降、単価を740円から 900 円に見直した。

(主務課・室 健康福祉部 医療政策課) 令和2年度は、事業開催までに一定期 間の確保が可能であることを確認した上 で委託期間開始日を決定した。

今後も同様の措置を行うこととしてい

措置済み

措置済み

あったことからすると契約締結日と同日となり、仮に契約手続きに不備があった場合は正式な契約が成立しない状況で事業が開催されることになる。

受託業者も事業開催までに一定の準備を行う必要があるため契約締結日の在り方を再考すべきである。

5 医療勤務環境改善支援事業(うち病院職員子育てサポート事業)

## 【意見】重複補助実施の有無の確認について

当該補助事業は、国の労働局が実施する「事業所内保 育施設設置・運営等支援助成金」等との重複補助は認めら れないことになっている(山口県看護職員確保対策事業実 施要綱3 (2))。

重複補助のないことの確認について担当者に質問したところ、実施していないということであった。交付申請書提出の際には留意事項に、子ども・子育て支援新制度及び労働局や国による助成金を活用する場合は対象とならない旨明記されているが、チェックシートを提出してもらう等の事務負担のかからない形での確認を検討するべきである。

6 病院内保育所共同利用促進事業

【意見】利用促進のための方策について

当事業では平成28年度に「設備整備費への補助」が2件あるのみでその他実績がない。利用が少ない原因を担当者に質問したところ「福利厚生事業として病院内保育所を運営している医療機関が多く、他施設の職員の児童の受け入れに対し、利用料の設定や事故が起きた場合の対応等検討する必要があることから、事業化に踏み切れないところがある」との回答を得た。また利用促進を図るために実施していることを担当者に質問したところ「医療機関の勤務環境改善を支援する医療勤務環境改善支援センターの相談支援において、子育てと仕事の両立に向けた好事例として紹介する等、利用促進に努めた」との回答を得た。

県内では病院内保育所において他施設の職員の児童を 受け入れた実績がないため他県の先行事例を紹介する等、 利用促進を図る方策を検討すべきである。

#### V 健康福祉部 医務保険課

1 県立病院機構運営費負担金(うち「周産期医療に要する経費」及び「周産期母子医療センター地域連携業務」)

【意見】「周産期医療に係る経費」の按分基準の作成及び 実績の把握について

「周産期医療に係る経費」は、地方独立行政法人法第85条第1項第2号の「当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」に該当するため、地方独立行政法人法第85条第1項に従って設立団体である県が経費を負担している。

県では「周産期医療に係る経費」に係る負担金の計算にあたって、例えば医師については、総合周産期母子医療センターの運営に必要な人役を10人として計算しており、その他の経費については、按分により計算しているが、その基準を文書として作成していない。負担金は12

(主務課・室 健康福祉部 医療政策課) 令和元年度交付申請時から申請書類に 他の補助金の活用の有無欄を設け、確認 を実施することとした。 措置済み

措置済み

(主務課・室 健康福祉部 医療政策課) 令和元年度勤務環境改善の研修会を通 じて、先行事例の紹介などをし、利用促 進を図った。

(主務課・室 健康福祉部 医務保険課) 共通経費の按分基準については、平成 31年3月に文書化を行った。

また、負担金の取扱いについては、検 討を行った結果、負担金の性質上当年度 に交付及び確定を行う必要があり、実績 については翌年度の決算後にしか確定で きないことから、現状の方法を維持する こととした。

月までの実績を踏まえて補正をして確定しているが、年間の経費実績額は把握していない。

「周産期医療に係る経費」は山口県立総合医療センターで共通的に発生する経費も多く、共通経費については按分をすることになるため按分基準を文書化するべきである。また負担金は 12 月までの実績を踏まえて金額を確定しているが、年間の実績も踏まえた金額を把握し負担金の額が妥当であったのかどうか、結果として多かったのか少なかったのか事後検証をすることも検討すべきである。

#### VII 環境生活部 男女共同参画課

#### 2 輝く女性応援事業

【意見】中小企業の女性の活躍加速化支援(女性活躍推進 法行動計画策定セミナー)について

当セミナーは、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定が努力義務となっている従業員数 300 人以下の中小企業を対象として、その策定を支援し実際に届出を行ってもらうことを目的として実施された。セミナー参加者は定員 30 人に対し 34 人であり、支援を必要とする企業の存在は明らかで、ニーズにマッチした取り組みと言える。実際の届出件数は、平成 30 年 3 月時点で目標 40 社に対し 28 社となっている。

平成 30 年 3 月時点の山口県内の中小企業者の届出数は目標届出社数を下回っているが、当セミナー実施後の届出件数は増加をしていることから、今後、具体的にどのような支援が有効なのかを見極めつつ実施する必要がある。

(主務課·室 環境生活部 男女共同参画 課)

令和元年度のセミナー開催(R1.9~10)後、受講者に対し、電話や訪問等によるフォローアップを実施し行動計画策定の支援を実施した。

また、令和2年1月に県内事業者における行動計画の取組を掲載した「女性活躍推進ハンドブック」を発行し、民間事業者等に対し身近な取組事例を示すことにより、策定の支援をしている。